

第四十五回 帝國議會
衆議院 破產法案外一件

(破産法案)
裁判所構成法中改正法律案
司法事務共助法中改正法律案

委員會議錄(速記) 第五回

大正十一年三月十四日午前十一時開議
出席委員左ノ如シ
委員長 前田

理事 蘭野副 重一君

水野吉太郎君

石川 淳君

作間 耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

司法次官

司法省監獄局長

司法省參事官

司法事務官

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

同月十三日裁判所構成法中改正法律案司法事務共助法中改正法律案ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ
出席政府委員左ノ如シ

司法次官

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

司法事務官

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

福井甚三君

金光庸夫君

作間耕逸君

山内確三郎君

山岡萬之助君

三宅正太郎君

宮城長五郎君

米藏君

岩崎幸治郎君

櫻内幸雄君

渡邊昭君

部ノ免責ヲ得タノデナケレバ、復權ヲ許サナイトマデ云フ
ヤウナ議論モアツク次第アリマシテ、本案ニ於キマシテハ
ソレニ對シマシテハ非常ニ汎ク解釋致シマシテ、假令如何
ナル理由タルヲ問ハズ、少クトモ破産債權ニ對スル債務ノ
全部ノ免責ヲ得タト云フ場合ニ於キマシテハ、復權ヲ許ス
ト云フ規定ニ致シタ次第アリマスガ、尙ホ更ニ進ンデ債
務ノ全部ノ免責ヲ得ズトモ、或ル一部ノ免責ヲ得テ居マテモ
尙ホ復權ノ決定ヲ許スト云フコトハ、聊カ寛ニ過ギルト云
フヤウナ嫌ガアリハシナカト存ズル次第アリマス、現
ニ三百六十九條以下ニ於キマシテハ復權ノ申立ガアツコ
トヲ公告シテ尙ホ利害關係人ノ閱覽ニ供スル書類ヲ備ヘ
テ居ル、其復權ノ申立ニ對シテ異議ヲ申立テルコトヲ許ス
ト云フヤウナコトニ致シマシテ、必ズ總テノ債權者ガ何等
此人ヲ破産者トスルノ必要ナシト認メル場合アリマセヌ
ケレバ、此復權ヲ許サナイノガ、是ガ寧ロ相當デハナカ
ラウカト存ズル次第アリマス、若シ破産者ニシテ、今御說
ノヤウニ、債務ヲ返済スルノ意思アルモ併ナガラ財產ガ十
分ナクシテ、全ク免責ヲ得ルコトガ出來ナイト云フヤウナ
場合ニ於キマシテハ、或ハ強制拔トカラ云フヤウナ方法ニ依
リマシテ、サウシテ完全ニ返済シテシマフ、或ハ一部免除ヲ
得テ、サウシテ全部返済シテシマフト云フヤウナコトモ出
來ナイコトハナカラウト存ズル次第アリマス、今茲ニ假
ニ一部ダケラ返済シタト云フ債務者ニ對シ、破産ノ復權ヲ
許スト云フコトハ、一寸御同意出來ナイト思フ次第アリ
マス

○野副委員 私ハ破産法ヲ専門ニ研究シタ譯アリマセ
ヌカラデゴザイマスガ、私ハ古ク——若シ記憶ヲ誤テ居リ
マセヌケレバ、英國ニ於テハ流石ニ商業ノ國アリマスル
カラシテ、債務者方最モ正當ニ破産ニ罹リマシテ、最モ誠實
ニ自分ノ財產ノ總テヲ提供ラシテ、サウシテ破産ノ手續ヲ
終了シタト云フコトニナリマスル時分ニハ、裁判所ハソレ
ニ對シテ矢張破産者デナイ宣告ヲ與ヘルト云フコトヲシテ
居ル様ニ考ヘルノデアリマス、サウシテ其以後ニ於テハ、新
シク出發ヲシテ、又商業ヲ爲スコトガ出來ルト云フヤウナ
コトニナツテ居ルヤウニ記憶シテ居タノデアリマス、ソレ
ハ何故カト申シマスト商人ハ何人ト雖モ豫言シ難シ手違等
ヨリ破産ニナルコトガアル、併ナガラ最モ誠實ニ其義務ヲ
履行シアリマシタ以上ハ、其以上ニ破産者ニ對シ責メル者
ハナイノデアリマス、相當ニ能力アル商人ニハ、新ニ出發シ
テ更ニ商業ヲ營マシムルト云フコトガ、最モ適當デアルカ
ラシテ、英國ニ於テハサウ云フ寛大ナ處置ヲ執テ居ルヤウ
ニ記憶シテ居ルノデアリマスガ、現在英國ニ於テハドウ云
フ事ニナツテ居ルカト云フコトニ付テ、政府委員ハ多分御研

○岩崎委員 三百七十五條ノ方ハ三百七十四條ニ書イテア
ル行爲ノナイ行爲デアルト云フコトノ解釋ニナルノデスカ
○三宅政府委員 行爲テナイト申シマセヌガ、三百七十四
條ニアルヤウニ、自己若ハ他人ノ利益ヲ圖リ、又ハ債權者ヲ
害スル目的ヲ以テ爲サザル場合ヲ三百七十五條ニ依ツテ處
罰スルト云フコトニ御諒解ヲ願ヒタイト存ジマス
○岩崎委員 サウスルト此目的外ニ於テ、第三百七十五條
ノ第五ニ書イテアル行爲ハ、如何ニ爲サルカト云フコトヲ
御尋シタイ、此三百七十五條ノ第五ノ行爲ト云フノハ、ドウ
云フ行爲デアリマスカ、殆ド何等ノ考ナシニ帳簿ヲ變更ス
ルトカ、隠匿スルトカ毀棄スルト云フ以外ニハ第三百七十
五條ノ第五ノ適用ハナイト云フコトニナリハセヌカ、其點
ヲ御尋シタイ

○三宅政府委員 其點ニ付テハ、私御答シテモ宜シウゴザ
イマスガ、其點ニ付テハ刑事局ノ參事官ガ御答シタ方ガ能
ク分ルダラウト思ヒマスカラ、暫ク御待チラ験ヒマス
○福井委員 一寸御尋シマス、三百七十四條第三號ニ「法律
ノ規定ニ依リ作ルヘキ商業帳簿ヲ作ラス」云々トアリマス
ガ、此破産法ハ商人ト云フコトニナツテ居リマスガ、商人

究ニナツタデアラウト思フノデアリマスガ、私ノ記憶シテ居
ル所ガ達ツテ居ルカ居ナイカ参考ノ爲ニ其點ヲ伺、テ置キ
タイノデアリマス
○三宅政府委員 英吉利法ニ於テハ、遺憾ナガラ私ハ研究
致シテ居リマセヌノデ、其點ニ付キマシテハ取調べマシテ
御返事ヲ致シタイト存ジテ居リマス、至極御尤ノ御説ノヤ
ウニ存ジマスカラ、尙ホ私モ十分研究シテ見タイト思ヒマ
ス
○前田委員長 モウ此邊ニ付テ御尋モゴザイマセヌケレバ
第四編罰則ニ移リマス
○岩崎委員 此罰則ノ中ニ三百七十四條、三百七十五條
デスガ、此三百七十四條ノ第四ニ、三百七十五條ノ第五ト、
同様ナ規定ニナツテ居リマスガ、此理由ハドウ云フ譯デスカ
○三宅政府委員 若シ非常ニ御問ガ複雜ナ點ニナリマスレ
バ、其方ノ専門ノ參事官カラ御答スル方ガ適當ト存ジマス
ガ、今ノ點ハ三百七十四條ト三百七十五條トノ相違カラ出
テ來ルト存ジマス、即チ三百七十五條ニ於テハ、三百七十四
條ニ於ケルガ如ク「自己若ハ他人ノ利益ヲ圖リ、又ハ債權者
ヲ害スル目的ヲ以テ云々ト云フコトガナイ、サウ云フ意思
ガナクシテ三百七十五條第五號ノ如キ行爲ニ出タ場合ニ罰
スルノデアリマス、三百七十四條ノ第四號ノ如キハ、特別ナ
ル行爲ア爲シタ場合ヲ罰スル次第ト存ジテ居リマス、若シ
ソレデ御説明ガ盡キマセヌケレバ、他ノ參事官カラ申上ゲ
マス

○岩崎委員 福井君ノ御尋ヲ政府委員ガ了解サレテ居ラヌ
ト思フ、福井君ノ御尋ニナルコトハ、商業簿記ヲ作ルベキ責
任ヲ負ウテ居ルノハ商人デアル、非商人ハ其責任ヲ負ウテ
居ナイ、其場合ニモ此規定ガ適用サレルカト云フコトヲ尋
ねテ居ラレルノデアル
○三宅政府委員 其點デゴザイマスレバ、三百七十四條第
三號ハ、法律ノ規定ニ依リ作ルベキ商業帳簿デアリマスカ
ラ、法律ノ規定ニ依リ作ルベキ義務ヲ有セザル者ハ、何等適
用ガナイ規定ト存ジテ居リマス
○作間委員 第三百七十四條ニ付テ御尋致シマス、是ハ現
行法モ矢張、破産宣告ヲ受ケタル債務者支拂ヲ停止、又ハ破
産宣告ノ前後ヲ間ハズト云フヤウニ、期間ニ何等ノ制限ヲ
置イテナインデアリマスガ、左様ニナツテ參リマスト隠匿、
毀棄、是等ハ別トシマシテ、債權者ノ不利益ニ處分スルト云
フコトハ、財產ヲ債務者ガ必要ニ迫ラレテ安ク賣ラシテシマ
タ、或ハ人ニ譲テシマタ、斯ウ云フ場合ヲモ廣く含ンデ居
ルニ相違ナインデアリマスガ、ソレ等ノ行爲ハ、何年以前マ
ジモト云フコトニ制限ヲ置カズシテ、無限ニ遡ラシテアル
ト云フ思召デアリマウカ、第八十四條ニ依レバ、否認權ハ
破産宣告ノ日ヨリ一年前ニ爲シタル行爲ハ支拂停止ノ事

實ヲ知リタルコトヲ理由トシテ之ヲ否認スルコト専得スト
トアル、此否認權ノ行使ニ付テハ、一年ト云フ短カイ期間ヲ
制限シテアルノデアリマス、素ヨリ此否認權ノ行使ト、ソレ
カラ刑罰上ノ責任行爲トハ、別物デアリマセウケレドモ、此

方ニモ大凡ノ期間ヲ句切フテ貰ハナイト、全ク債務者ガ何等
ノ惡意ナクシテ、債權者ノ不利益ニ處分シタ場合、隨分過去
ニ遡フアマデモ、責任ヲ負ハナケレバ、ナラメト云フコトハ
債務者ノ爲ニ甚ダ氣ノ毒ナ事情ガ往々ニシテ生ズルノデア
リマスガ、是ハ或ル年限ヲ句切ルト云フヤウナ御趣意ヲ持ッ
テハ居ラレナインデアリマセウカ、ソレヲ伺ッテ置キタイノ
デアリマス

○三宅政府委員 只今ノ作間委員ノ御問ニ對シテ説明致シ
マスガ、若シ私ノ説明ガ足リナイ所ハ、宮城參事官カラ御説明
致スグラウト思ヒマス、勿論御尤ノ御話ト存ジマスガ、此債
務者ガ如何ニ破産宣告ノ前ト云フテモ、ズット前ノ十年モ前
ニ三百七十四條ニ掲ガル行爲ヲ致シマシテ、ソレト何等殆
ド關係ナクシテ、其方ノ破産宣告ガ確定シタト云フヤウナ
場合ニ直ニ此罰則ヲ適用セラル、ト云フコトハ、是ハ恐ラ
ク趣旨デナイコトハ明デアリマス、唯併シ茲ニ特ニ期間ト
云フモノヲ書キマセヌノハ、是ハ債務者ノ事情ニ依リマシ
テ、餘程前カラズット計畫ヲシテ居ラテ、到頭破産宣告ニ至
タト云フヤウナ場合モアリマセウシ致シマスカラ、年限ヲ
限ルノハ、是亦考慮スベキ事デハナカラウカト信ズル次第
デアリマス、併ナガラ全然此破産宣告ト無關係ト云フヤウ
ナ行爲マデモ罰スルト云フ次第デナイコトハ、三百七十四
條ノ條文ヲ御讀ミ下サイマスルト、直接ニ文字ニハ現サレ
テハ居リマセヌケレドモ、其趣旨ガ此三百七十四條第一項
ノ文句デ御分リガ出來ヤシナイカト存ズル次第アリマス、
即チ被破産宣告ノ前後ヲ問ハズ、是レノ行爲ヲ爲シ、其宣
告確定シタルトキハト云フ間ニ、一脈ノ聯絡ノ存スル事ヲ
御了解願ヒタイト思ヒマス、併シ此説明デ足リマセヌケレ
バ、其點ハ宮城參事官ヨリ御説明申上ゲマス

○作間委員 刑罰規格デアリマスカラ、嚴重ニ規定サレテ
居リマセヌト、誠ニ債務者ノ爲ニハ迷惑千方百計デアリマ
ス、私ハ何モ年限ヲ明ニ定メテ戴キタイト主張スルノデハ
アリマセヌ、成程現行刑法モ年限ハ定メテアリマセヌ、アリ
マセヌガ、單ニ債權者ノ不利益ニ處分スルト云フ規定モナ
イ、現行法ヲ見マスルト、「又ハ債權者ニ損害ヲ被ラシムル
目的の意圖ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一部ヲ藏匿轉得若ハ
脱漏シ云々トアリマシテ、要スルニ藏匿、轉得、脱漏ト云フ
如キ惡意ヲ含ンデ居ル、所ガ今度ノ此法案ニ依ルト、更ニ債
權者ノ不利益ニ處分スル事トアリマシテ、是ハ隠匿トカ、藏
匿トカ云フコトヲ意味シテ居ナイ、現行法ノヤウニ單ニ脱

漏トカ、轉得トカ、藏匿トカ云フ惡意ノ所爲ニ對シマシテ、必
シモ年限ヲ定メテ戴ク必要ハアリマセヌケレドモ、此法案
ニ遡フアマデモ、責任ヲ負ハナケレバ、ナラメト云フコトハ
債務者ノ爲ニ甚ダ氣ノ毒ナ事情ガ往々ニシテ生ズルノデア
リマスガ、是ハ或ル年限ヲ句切ルト云フヤウナ御趣意ヲ持ッ
テハ居ラレナインデアリマセウカ、ソレヲ伺ッテ置キタイノ
デアリマス

○三宅政府委員 只今ノ作間委員ノ御問ニ對シマシテ、必
シモ年限ヲ定メテ戴ク必要ハアリマセヌケレドモ、此法案
ニ遡フアマデモ、責任ヲ負ハナケレバ、ナラメト云フコトハ
債務者ノ爲ニ甚ダ氣ノ毒ナ事情ガ往々ニシテ生ズルノデア
リマスガ、是ハ或ル年限ヲ句切ルト云フヤウナ御趣意ヲ持ッ
テハ居ラレナインデアリマセウカ、ソレヲ伺ッテ置キタイノ
デアリマス

○三宅政府委員 只今ノ作間委員ノ御問ニ對シマシテ、必
シモ年限ヲ定メテ戴ク必要ハアリマセヌケレドモ、此法案
ニ遡フアマデモ、責任ヲ負ハナケレバ、ナラメト云フコトハ
債務者ノ爲ニ甚ダ氣ノ毒ナ事情ガ往々ニシテ生ズルノデア
リマスガ、是ハ或ル年限ヲ句切ルト云フヤウナ御趣意ヲ持ッ
テハ居ラレナインデアリマセウカ、ソレヲ伺ッテ置キタイノ
デアリマス

○三宅政府委員 此商法ノ四百五條ハ第一項、第二項、第三
項トアリマシテ、サウシテ此第三項ニ關シマスル分ハ、是ハ
本法ニ於テハ五十九條ノ規定ニ依テ始末ガ出来ルト云ウ
シテ「前項ノ規定ニ依リ解除ヲ爲サ、ル保險契約ハ破産宣
告ノ三箇月ヲ經過シタルトキハ其效力ヲ失フ」ト云フ規定
ヲ設ケタ次第アリマス、是ハトウ云フ次第カト言ヒマス
ト、保險業法ニ依リマスレバ、此三箇月ノ後ニ全體ノ營業ヲ
他ニ移轉スルコトガ出来ルト云フコトニナツテ居リマスモ
ノデアリマスカラ、此保險契約ト云フモノハ三箇月ノ間ト
云フモノハ、或ハ適當な保險會社ガ出來テソレ引受ケル
事例ニ依テ見ルトナラナケレバナラヌコトニナルト思ヒマ
ス、現行法ノヤウニナツテ居レバ宜イ、藏匿、轉得、脱漏ト云
フ惡意ニナツテ居リマスカラ、サウ云フ事マデモ詐欺破産ニ此
トニナルノデス、此罰則ノ正面カラ見マスレバ、後ニ破産宣
告ガアリ、而シテ其前ニ自己ノ利益ヲ圖ル爲ニ、債權者ノ不
利益ニ自己ノ財産ヲ處分シタ、單ニ債權者ノ不利益ニ處分
スルコト、アリマスカラ、サウ云フ事マデモ詐欺破産ニ此
文章ニ依テ見ルトナラナケレバナラヌコトニナルト思ヒマ
ス、現行法ノヤウニナツテ居レバ宜イ、藏匿、轉得、脱漏ト云
フ惡意ニナツテ居リマスカラ、差支ナイガ、本法ハ單ニ債權者
ノ不利益ニ處分スルコトトアリマスカラ、年限カ何カヲ定
メル必要ハナイカ必要ガナイナラバ、此字ダケヲ去テ戴カ
ナイト債務者ハ自分ノ財産ニ付テ處置ヲスルコトニ困ルコ
トガアルグラウト思ヒマス

○三宅政府委員 作間委員ノ御問ニ對シマシテハ、宮城參
事官ガ後刻御説明致スコトニ御承知願ヒタイト存ジマス、
暫ラク此罰則ニ關シマスル御質問ハ若シ願ヘマスナラバ、
御猶豫ヲ願ヒタイト思ヒマス、只今過激思想取締法案ノ方
ガ今少シデ済ムサウデアリマスカラ、濟ミマシタラ此方ヘ
出ルサウデアリマスカラ……

○前田委員長 便宜ノ爲ニ罰則ノ事ハ後廻シニシテ三百八
十四條附則ニ付テ御尋ノ點ガアレバ、是カラ御質問ヲ願ヒ
マス

○渡邊委員 附則三百九十條商法第四百五條ヲ左ノ如ク
ク改ムトナツテ居リマシテ、此條ノ第二項ニ依リマスルト
「前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ爲ササル、保險契約ハ破産宣告
ノ後三箇月ヲ經過シタルトキハ其效力ヲ失フ」斯ウ云フ規
定ニナツテ居リマス、サウスルト此條文ノ上カラ見マスルト
破産ノ宣告ヲ受ケタ保險契約ハ、解除スルコトガ出來ル、解
除ノ場合ハ其解除ハ將來ニ向テ其效力ヲ生ズル、是ハ現行
法ト此商法ノ規定ト異ニテ居リマセヌ、所ガ商法ノ規定ニハ
尙ホ此外ニ「保險契約後既ニ保險料ノ全部ヲ支拂ヒタルト
キハ此限ニ在ラス」ト云フ條文ガアルノデアリマスガ、此商
法ノ規定ヨリ此條項ヲ削除スルト云フノハ、ドウ云フ關係
シテアルノデアリマスカ

○三宅政府委員 此商法ノ四百五條ハ第一項、第二項、第三
項トアリマシテ、サウシテ此第三項ニ關シマスル分ハ、是ハ
本法ニ於テハ五十九條ノ規定ニ依テ始末ガ出来ルト云ウ
シテ「前項ノ規定ニ依リ解除ヲ爲サ、ル保險契約ハ破産宣
告ノ三箇月ヲ經過シタルトキハ其效力ヲ失フ」ト云フ規定
ヲ設ケタ次第アリマス、是ハトウ云フ次第カト言ヒマス
ト、保險業法ニ依リマスレバ、此三箇月ノ後ニ全體ノ營業ヲ
他ニ移轉スルコトガ出来ルト云フコトニナツテ居リマスモ
ノデアリマスカラ、此保險契約ト云フモノハ三箇月ノ間ト
云フモノハ、或ハ適當な保險會社ガ出來テソレ引受ケル
事例ニ依テ見ルトナラナケレバナラヌコトニナルト思ヒマ
ス、現行法ノヤウニナツテ居レバ宜イ、藏匿、轉得、脱漏ト云
フ惡意ニナツテ居リマスカラ、差支ナイガ、本法ハ單ニ債權者
ノ不利益ニ處分スルコトトアリマスカラ、年限カ何カヲ定
メル必要ハナイカ必要ガナイナラバ、此字ダケヲ去テ戴カ
ナイト債務者ハ自分ノ財産ニ付テ處置ヲスルコトニ困ルコ
トガアルグラウト思ヒマス

○三宅政府委員 此保險契約金ヲ全部支拂シテ、保險契約者
ニ對シテ保險契約ヲ存續サセテ置ク方ガ宜イデナリカト云
フ御話デアリマスケレドモ、併シ遂ニ其保險會社ガ破産ニナ
テシマヒマスレバ、結局將來ニ於テ保險事項ガ起リマシテ
モ、十分ニ其保險金ヲ取ルコトガ出來ナイ、ソレニ對シマシ
テハ五十九條ノ規定ニ依リマシテ、相手方ガ履行シナイ場合
ニ於キマシテハ、其保險契約者ハ破産財産ニ對シテ、保險契
約解除ニ基ク所ノ損害賠償ノ請求ヲスル外ナイト思ヒマス

○作間委員 分リマシタ、是ハ保険者ノ破産シタル場合ノ規定デスネ、分リマシタ

○岩崎委員此際一寸午後ニ移リマナテ讀事ハ進行ニ付テ政府委員ニ委員長カラ御注意ヲ願フテ置キタイコトガアル、ソレハ質問ノ済ンデシマッタコトデハアリマスケレドモ、第五百五條ノ規定、即チ破産ノ債務者ノ管轄問題——御配付ニナツタ所ノ参考文書ニ依リマスト、第百五條ノ適用ニハ、外國ノ法文等モ参照サレタヤウデアリマス、委員諸君ノ間ニハ、此外國法文ノ管轄ノ關係ヲ詳細ニ知リタイ意嚮ノアリ方モ、中々多イヤウニ存ジテ居ル、午後ニドウカ此外國裁判所ニ於ケル管轄ノ詳細ナル文書デモ、参考書等ヲ御渡シヲ願フタラ、委員諸君モ満足サレルコトト信ズルノデアリマスカラ、此點ニ付テ委員長カラ政府委員ニ相當御交渉アランコトヲ希望致シマス、或ハ口頭デ御述べ下サルノモ宜イノデアリマスケレバ、委シク申シマスト、外國ノ例ニ付キマシテモ、塊地利ノ破産管轄権ハドウナツテ居ルカ、其裁判所ト云フモノハ地方裁判所アルカ、區裁判所デアルカ、ムスケリストト云フノガ一人、三人ノ判事が居ルト云フ場合ガアル、佛蘭西伊太利、塊地利、英國等ニ於テ、破産事件ノ七十一條ニハ區裁判所ノ專屬ニナツテ居ルノガアル、獨逸ノ區裁判所ノ構成法デハ、判事が素人ノ判事ガ一人アツテ「アムスケリスト」ト云フノガ一人、三人ノ判事が居ルト云フ場合ガアル、佛蘭西伊太利、塊地利、英國等ニ於テ、破産事件ノ管轄スル裁判所ノ構成等モ、ドウセ此法文ノ爲ニ一應御調度ニ於テ致シタイト思ヒマスカラ、御許シヲ願ヒマス
○前田委員長 宜シウゴザイマス暫時休憩シマシテ、一時カラ開キマス、成ベク本會ニ這入ラズニヤッテシマヒタイト思ヒマス

○前田委員長 承知致シマシタ、政府ノ方ニ其事ヲ傳ヘマス

○作間委員 私ハ前回質問ヲ保留シテ居ルノデ、逐條質問ガ終リマシタラ、一寸デスカラ前ノ質問ニ重複ニナラヌヤウニシマス、重複ニナレバ、御差止ヲ願フテ、重複ニナラヌ程度ニ於テ致シタイト思ヒマスカラ、御許シヲ願ヒマス
○前田委員長 宜シウゴザイマス暫時休憩シマシテ、一時カラ開キマス、成ベク本會ニ這入ラズニヤッテシマヒタイト思ヒマス

午後零時一分休憩

メデモ、ソレ等ノ不正又ハ惡意ノ行爲ハ、破産宣告ヲ受ケタ
専債務者ニサウ云フ事ガアッタ場合ニハ、何レノ時ニ於テシ
タ事デモ、罰スルト云フ趣旨ニナツテ居ルノデアリマスルガ
此改正案ニ依リマスト、單ニ自己又ハ他人ノ利益ヲ圖リ、債
權者ノ不利益ニ處分スルコト、云フ場合ヲ、他ノ不正行爲
ト同様ニ罰セラセルコトニナツテ居ルノデアリマス、是ハ午
前ニ申シテ置キマセヌデシタガ是ハ罰ノ權衡カラ言ヒマシ
テモ、單ニ自己ノ利益ヲ圖リテ債權者ノ不利益ニ處分スル
ト云フコトハ、之ガ此法條ノ中ニ加ヘラレテ隠匿、毀棄、虛
偽ノ增加ト云フヤウナ行爲ト一樣ニ見ラレルコトハ、第一
其點ニ於テモ、少シ不權衡ノヤウニ思ハレマスノミナラス、
此ヤウナ單純ナル行爲ヲモ處分ヲサレルト云フコトニナリ
マスト、ゼメテハ破産宣告前ニ過去ニ遡リテ、何年間ニ爲シタ
ル行爲トカ云フ御制限ガアッテモ、然ルベキコト、思フノデ
アリマス、其御制限モナイト云フコトニナリマスト云フト、
債務者ハ負債ガ少シデモアリマスル以上ハ、モウ財産ノ處
分ト云フモノハ安心シテ出來ナイ、財產ノ處分ト云フコト
ハ、必ズ自己若クハ他人ノ利益ニナル、而シテ其結果ハ債權
者ノ不利益ニナル場合ガ多イノデアリマス、之ヲ罰セラレ
ルト云フコトニナルナラバ、年限ヲ決メテ戴キタイ、刑ノ權
アラウト思ヒマスガ、隠匿——是ガ一番多イ事デアラウト
思フ、此隠匿ヲスルト云フ事ガ此破産ニ瀕スル者ノ多クノ
行爲デアラウト思フ、ソレヨリハ更ニ最モ破産財團ノ負擔
ヲ害スルト云フ行爲、或ハ破産債權者ヲ害スルト云フ行爲
——不利益ノ處分ト申シマスト、只デ人ニ吳レテシマウ、
モノデハナイカト思ハレマス、此點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ
願ヒマス

○山内政府委員　此不利益ニ處分スルコトト云フコトヲ能
ク御観味ヲ願ヒタイ、普通ノ場合ニ、債權者ヲ害スルガ爲ニ、
自分ノ財產ヲ毀棄スルト云フヤウナ事モ、餘リ少ナイ事デ
アラウト思ヒマスガ、隠匿——是ガ一番多イ事デアラウト
思フ、此隠匿ヲスルト云フ事ガ此破産ニ瀕スル者ノ多クノ
行爲デアラウト思フ、ソレヨリハ更ニ最モ破産財團ノ負擔
ヲ害スルト云フ行爲、或ハ破産債權者ヲ害スルト云フ行爲
——不利益ノ處分ト申シマスト、只デ人ニ吳レテシマウ、
モノデハナイカト思ハレマス、此點ニ付テ政府ノ御答辯ヲ
願ヒマス

シマスレバ隠匿——併ナガラ隠匿ト云フ文字ノ中ニ是ハ入
ラナイノデアル、ソレデ不利益處分ト云フコトヲ特ニ加ヘ
タノデアリマス、此不利益處分ト云フコトガ、損害行爲ノ場
合ニ於テ、殊ニ破産ノ場合ニ於テ最モ防ガナケレバナラヌ
行爲ダト考ヘテ、此中ニ加ヘテ居ルノデアリマシテ、隠匿ト
毀棄以上ノ危険ノ行爲デアル、ソレデ刑ハ同ジクナケレバ
ナラヌノデアリマス、而シテ此破産宣告ノ前後ヲ間ハズト
アルガ故ニ、十年前、二十年前ト云フ様ナ行爲ソレヽ、罰ス
ルト云フ積リデハナイノデアリマス、即チ破産ニ陷ルヤウ
ナ場合ニ於テ、ソレヲ豫期シタ上ニ於テ、是ガ財産ヲ匿シテ
置カナケレバ自分ノ不利益デアルト云フノガ詐欺破産デア
ルノデアリマス、サウスルト其行爲ハ、凡ソ破産ノ行爲ニ接
近シタ場合ニ於テスペキモノデアルト云フコトハ、當然ノ
行爲デアル、ソレハ隠匿ニ於テモ、毀棄ニ於テモ、同様ノ關
係デアリマス、法律ノ趣旨モ其處ニアル、而シテ各國立法ノ
解釋モ其處ニアルト云フコトヲ附加ヘテ申上ゲテ御質問ニ
御答ヘ致シマス

○作問委員　此規定ノ御精神ハ、山内次官ノ御説明デ分リ
マシタケレドモ、此規定ノ表面解釋ト致シマシテハ、私ハ尙
ホ債務者ノ不安ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマシテ、例ヘ
バ破産ニ瀕スル多クハ——債務者ガ生活ニ因ル場合ニ、彼
ノ財産ヲ止ムヲ得ズ安賣シテ、ソレデ生活費ニ充テル、斯
ウ云フ場合ニ於キマシテモ、此規定ノ表面解釋トシテハ、即
チ破産宣告ノ前後ヲ問ハズ、自己ノ利益ヲ圖ル、自分ガソレ
デ暮ストカ、或ハ小使ニ使ツタ者ハ、ヤハリ自己ノ利益ヲ圖
ルト云フ其中ニ這入ルト思フ、ソレカラ債權者ノ不利益ニ
財產ヲ處分スル結果ハ、當然ソレガ債權者ノ不利益ニナル
ノデアリマス、山内次官ノ御説明ノ中デ、多クハ破産ニ瀕シ
テ居ルト仰セラレマシタ、無論破産ニ瀕シテ居ル場合ニ多ク
行ハレテ居ルノデアリマス、兎ニ角破産宣告ノ前後ヲ問ハ
ズト書イテアリマスカラ、ヤハリ法律ノ解釋上ハ、債務者ガ
自己ノ利益ニナル、債權者ノ不利益ニナル、而シテ破産ノ宣
告ヲサレタト云フ條件ヲ具ヘテアリマスル以上ハ、ドウモ
過去ニ少々遡テモ、債務者ノ責任ヲ之ニ依テ問ハナケレ
バナラヌコトニ相成ルデアラウト思フノデアリマス、サウ
シテソレガ不正ノ手段ガアル、或ハ殊更ニ惡意ヲ以テヤッタ
場合ニハ、隠匿、毀棄ト云フコトニ相成リマスルカラ、是ハ
當然ニニ當嵌マルトシマシテモ、只今申上ゲタヤウナ場合
モ、必ズ隠匿毀棄ト同ジヤウナ處分ヲ受ケマスルト云フト、
如何ニ債務者ノ爲ニ債務ガドウモ自分ノ財產ヲ自分ニ能ウ
處分フシナイ、處分ヲスレバ直ニ之ニ隠匿毀棄ト同様ニ見
ラレルト云フコトガ氣ノ毒デアルノデ、詰リ破産宣告ノ前
後ヲ問ハズト云フノデアリマスカラ、之ヲモ若ジ同様ニ見

ラレタナラバ、ソコデ年限ヲ切ッテ戴イテハ如何デアラウカト思フ、現ニ第八十四條ニ、是ハ刑罰ノ方デアリマセヌガ、否認權行使ノ款デアリマス、八十四條ニ依リマスト云フト、否認權デサヘモ、一年前ノモノハモウ行使スル事ガ出來ナイト云フコトニナツテ居リマス、サウ致シマスト、マア必シモ否認權ト同ジ期間ニ依ル必要モゴザイマセヌガ、否認權致シマスルト、ドウモ山内次官ノ仰セラレマシク精神ガ現サヘモ最早行使スルコトガ出來ナイトナツテ、居リマスモノヲ、債務者ハ其前ノ所爲ニ遡リ、又其前ノ所爲ニ遡リテ罰セラレル事モアリ得ルノデアル、而シテ此規定ヲ單純ニ解釋レテ來ナイノデアリマス、法ノ極メタル精神ハ其處ニ御在リニナルト云フコトハ、十分了解致シマシタ、ソレハ御説明ノ通リデアラウト思ヒマス、奈何ゼン此規定ノ表面解釋デハ、私方申上ゲタヤウナ單純ナル處分ノ場合モ、是ハ適用サレル餘地ガアリハシナカト云フ懸念ヲ致シマス、其點ヲ御伺ヒ致シマス

知リタルト云フ關係上、破産宣告ト連絡ヲ取ル爲ニ、年限ヲ付ケル必要ガアル、而シテ三百七十四條ノ刑ノ問題デアリマシテ、私ハサウ云フ解釋上ノ處ハナイト思ヒマス、之ヲ處レルト云フコトニナレバ、隠匿ニ付テモ處レナケレバナラメニ二十年前ニ隠匿シタ、二十年前ニ毀棄シタ、破産財團ノ負擔ヲ増加シタ、全ク只今起ラントスル所ノ破産ニ關係ナクシテ爲シタ行爲ハ、總テ此三百七十四條ニ這入ラムト云フノガ趣旨デアリマス、其趣旨ニ於テ同ジク罰スルト云フコトニナクナラバ、總テニ於テ然リデアリマシテ、矢張是ハ總テノ行爲ガ、隠匿ニ付テモ毀棄ニ付テモ、將ニ起ラントスル破産ニ關スル不法行爲デアルト云フコトニ解釋スルコトガ出來ルト思ヒマス、普通ノ不利益處分モ同様ニ、是ダケ年限ヲ限ルト云フコトハ、出來ナイト考ヘテ居リマス〇作委員　此問題ダケハ、私ハモウ一度申シ添ヘテ置キタイ、シコニイヤウデアリマスガ、隠匿、毀棄、是ハ兎ニ角不正ノ行爲ヲシタ、惡意ガアッタ云フコトハ、隠匿、毀棄其モノニ舍マレテ居ルノデアリマス、是ハ年限ヲ構ハス、罰セラレテモ然ルヘキデアラウト思フ、現行法モ左様ニナッテ居ル、別ニ此點ニ付テハ申シマセシガ、唯債權者ノ不利益處分ラスルコトガ、自己ノ財產ヲ全ク賣ルトスレバ、其結果不利益ニナル、ソレモ單ニ自己ノ利益ヲ圖ッタノハ、サシタ場合ニ之ニ當嵌マル懸念ヲ私ハ十分通唯生計ヲシテ行ク爲ニ借金ガ出來タ、ソレデ融通ガ困難者ガ自分ガ飯ヲ食シテ、普通ノ暮シヲシテ行クト云フ中ニ、着物ヲ拵ヘタイ、芝居ヲ見タイト云フノハ當リ前、必シモ飲食ト云フヤウナ事デナク、食事ト云フコトニ狹ク解セズ、普通リマスケレドモ、裁判官ガ此法律ヲ適用スル場合ニ、汎ク解スレバ、見様ニ依レバ、自己ノ利益ヲ圖リ、債權者ノ不利益ニナル様ナ處分シタ之ニ當嵌マル懸念ヲ私ハ十分通ノ生活ヲ繼續シタ場合ニ、司法次官ノ御精神ハ能ク分テ居リマスケレドモ、裁判官ガ此法律ヲ適用スル場合ニ、汎ク解スレバ、見様ニ依レバ、自己ノ利益ヲ圖リ、債權者ノ不利益ヲ圖リ、債權者ノ不利益ノ處分ヲスル、テ居リマスガ、裁判官ノ適用上、裁判官ガ少シク適用ヲ誤レバ、今ノ政府委員ノ精神ニ添ハズシテ、サウ云フ適用ヲ、裁判官ガスル場合ガ私ハアラウト思ヒマス、餘り規定ガ破産宣告ノ前後ヲ問ハズ、自己ノ利益ヲ圖リ、債權者ノ不利益ノ處分ヲスルト云フ事ニナリマス以上、私ガ申シマシタ場合ニ於テモ、適用サレルコトガ不安ニ堪ヘナイ、而シテ現行法ニ依レバ、其文字ハ無イノデアリマス、是ハ改正案ニ加ヘラレタモノニアリマス、現行法ニ依レバ、事總テ悪意、不正ト云フコトニ重キヲ置イテアリマス、單ニ債權者ノ不利益處分ヲスル、他人ノ利益ヲ圖ルト云フ意味ハ、現行法ニハ全ク現ハレテ居リマセヌ、此法條ヲ特

ニ加ヘラレクト云フコトハ、如何ナモノデアリマセウカ、此點ダケハ甚ダ諱ウゴザイマスガ、全ク衷心カラサウ云フ場合ハ非常ニ起ラウト思ヒマスカラ、ソレデ重不テ申上ゲル次第デアリマス〇山内政府委員此隱匿ハ不正處分ト云ヒマスケレドモ、是ガ破産ニ關係ナク、他ノ關係デ、或ハ十年前罪ヲシタ、財產ヲ隱匿シタ、是ガ詐欺破産ニナッテハ大變ナ話デ、矢張破産財團ヲ減少スル、即チ財產ヲ隱匿シテ債權者ヲ害スル、是ハ勿論、這入テ居ラバナケレバナラヌ、サウ云フ次第デアリマスカラ、此隱匿ヲ直ニは債權者ヲ害スル——債權者ノ不利益ノ處分ヲスルト云フコトハ、結局財團ヲ減少セズンバ、不利益ト云フコトハ起ラナイ、財產減少ナラ、通常ノ方法ニ於テ財產ヲ保全サレルノデアリマス、ソレハ私ハ更ニアナタヨリ極端ナ事ヲ言ヘバ、米屋ニ於テ米ヲ食へバ、財產ガ減少スル爲ニ、債權者ニ不利益ニナル、是ハ大變ナ話デアル、破産財團ヲ減少シテ、債權者ノ不利益ヲ來スト云フ意味ハ、要スルニ通常ノ方法ナラバ、米ヲ食ヒモシナケレバナルマイン、必要ノ時ニハ事情ニ依テ安ク賣テサウシテ着物ヲ買ハナケレバナラヌ、サウ云フ場合ハアリ得ルノデアリマス、併ナガラ是ハ故意ニ破産財團ヲ減少スルト云フ行爲デハナイ、債權者ノ不利益——故意ニ債權者ノ不利益ヲ圖シテ、財產ヲ害スルト云フ意味デハナイ、而シテ現行法ニ於キマシテ、脱漏、或ハ隠匿、毀棄ノ文字ハ、頗ル曖昧ナ文字デアル、是ハ具體的ニ言ヘバ、破産財團ヲ減少スルヤウニ、故意ニ安ク處分スルゾレガ此所ニ這入テ居リマス、ソレデ或ハ此債權者ヲ害スルト云フダケデ初ハ此案ガ起ッタノデアリマスガ、然ルニソレニ付テ名前ヲ申シマスガ、原嘉造君ハソレハ大變デアル、人ヲ害スル目的ノ外ニ、自分ガ自分ニ利益ヲ得テヤラウト云フノデ、其結果債權者ヲ害スルコトガ多イ、ソレデアルカラシテ、債權者ヲ害シテ自己ヲ利シ、他人ヲ利スル、即チ自分ノ可愛イ子供ハ、自分が破産ヲスレバ、飯ガ食ヘナイカラ、ソレニ戰產ヲ取テヤラウ、サウ云フ時ニ、故意ニ債權者ヲ害スル考ハナイ、サウ云フ場合ニナレバ、皆惡イ債務者ハナクナルカラシテ、刑法ノ背任罪ノ文字ヲ藉リナケレバ、其目的ヲ達スルコトガ出來ナイ、委員會ニ於テハ全會一致デ以テ、斯ウ云フ趣旨ニナッテ居リマス、其趣旨ダケデハ、債權者ニ不利益ナ處分ヲスル、偶然ノ結果——已ムヲハザル事情ノ結果、減少シナケレバナラヌ、事情已ムヲ得ザハ通常行為デ減少スルノハ、故意ニ不利益ヲ圖ッタモノトハナラナイカラ、其點ニ於テハ刑法上如何ニ裁判官ニ非常識ノモノガアツテモ、サウ云フ解釋ヲスル者ハアルマイト思フ、サウ云フ場合ガアレバ、虚偽、隠匿、毀棄モ二十年、三十年

○爲シタル者デ、三百七十五條ハ左様ナ行爲ガナクシテ、帳簿ニ變更ヲ加へ、隠クシ、又ハ毀棄スルノデ、惡戯モ三百七十五條ノ方ハ出來ルノデアリマス、其他浪費賭博ヲ爲スニ付テハ、認識ヲ要スルト云フ事ニナッテ居ツテ、三百七十五條全部ノ各行爲ノ認識ヲ要セサル者、デハナインデアリマス、各號ニ規定サレテ居ル行爲ノ認識ヲ要スルモノト認識ヲ要セザルモノトアリマス、唯前條ハ破産ヲ重クシテ、只今ノ條ハ輕クスルト云フノガ、次官ノ説明サレタ通り、是ハ特別ニ七十五條ノ方ヨリ重イト云フ 意味合ニナッテ居リマス
○岩崎委員 特別ノ行爲ナクシテ此號ニ掲ゲル一例ヲ引イテ見レバ、ドウ云フ場合ニ出テ居リマスカ
○宮城政府委員 破産管財人ノ爲スベキ行爲ノ例ヲ申シマスト、職務ヲ圓滑ニ行ハセナインガ爲ニ、先づ邦麌ヲシティアルト云フヤウナ考デアルヤウナ場合モアリハセヌカト思ヒマス、破産管財人ノ行爲ヲ邪魔スル爲ニ、裁判所書記ヨリ委托セラレタ自分ノ帳簿ヲ隠シテ出サナカッタト云フヤウナ事モ、一例トシテ想像ノ出來ルロコト、思ヒマス
○作間委員 只今私竝ニ岩崎サンカラ御尋致シタ點ハ分リマシタ、三百七十四條ノ、特別ノ目的ヲ以テ管財人ノ財産ノ隠匿ト云フヤウナ事ヲヤフ場合、第三百七十五條ノ第三號ノ「破産ノノ場合特別ノ目的ナクシテ行爲ヲヤッタ場合、アレヲ各號ニハ同ジ事方規定シテアッテモ、其區別ハ自カラ制限スルト云フ御趣意デアリマスカ、三百七十五條ノ第三號ノ「破産ノ原因タル事實アルコトヲ知ルニ拘ラズ、或債權者ニ特別ノ利益ヲ與フル目的ヲ以テ爲シタル擔保ノ供與」は特ニ特別ノ利益ヲ與フル目的ヲ以テト書イテアリマスガ、是ハ格段ノ意味ノアル事デアラウ思ヒマスガ、無論債權者カラ責メラレテ、金ヲ返シタラ宜イガ、サウデナケレバ擔保デモ置ケト云フコトデ、債權者ニ特別ノ擔保ヲ與ヘルト云フ場合モ含ミマセウト思ヒマスガ、特別ノ利益ト云フコトハ、サウ云フ場合ノミデナク、何カ格段ノ特殊ノ意味ヲ持ッタ場合トナリマスカ、ソレヲ一つ伺ヒタイ

共言葉ヲ此所ニ借り來タノデゴザイマス、要スルニ特別ノ利益、特別ノ行爲ハ、斯ウ云フ場合ハ是ハ否認權デ刑罰ニ處セヌデモ宜イト云フ考ヘカラ、此言葉ガ這入タノデゴザイ

○作問委員 特別ノ利益、擔保ノ供與ト云フコトハ、其實例ハドウ云フ場合ニナリマスカ、債務者ガ債權者カラ責メラレテ擔保ヲ供シタト云フ其時ニ、否認權ダケデ宜イ、特別ノ利益ヲ與ヘルト云フ目的ヲ以テ、若シ其所ニ不正ノ事ガアリ、不正ノ事ガアレバ、ソレガ刑事ニ扱ハレズシテ、是ダケノ事ニ扱ハレルト云フ場合ガアリマセウカ
○宮城政府委員 先程申シマシタヤウニ、條文ハ三百五條デゴザイマス「強制ノ和議ノ提供者又ハ第三者ガ強制和議ノ條件ニ依ラシシテ或破産債權者ニ特別ノ利益ヲ與フル行為ハ之ヲ無効トス」斯ウ云フ事ガアルノデゴザイマス、實例ヲ申シマスルト云フト、只今浮ンデ居リマセヌガ、兎ニ角強制和議ノ所ニ特別ノ利益——特段ノ利益ヲ與ヘル行爲ハ之ヲ無効ストアリマス、此言葉ヲ借り來ツタノデアリマスガ、實例ハ後程思付キマシクラ申上ゲタイト思ヒマスガ、且今其例ヲ思ヒ付キマセヌ
○作問委員 分リマシタ、三百七十四條ノ三號ノ帳簿ヲ隣スト云フ事柄ノ方ハ姑ク別トシテ、個人ノ部分的ノ事ノ記載ハ、帳簿ニ付ケルト云フコトハ、商法ノ總則ノ所ニアリマスガ、是ハ財產目錄トカ、貸借對照表等ノ商業上ノ帳簿ノ中ニハ入りマスマカイカ、個人ノ商人トシテハ、日記帳ダケガ即チ法律ノ規定ニ依ッテ出來ル帳簿デ、特別ノ場合ハ別デスガ、一般ノ場合ハ今申シタソレダケデアラウト思ヒマスガ、如何デスカ
○宮城政府委員 是ハ第三號ノ場合ハ、商法ノ規定或ハ商業帳簿ニ關スル規定ヲ準用シタル法律ニ依リマシテ、附ケルベキ義務デ帳簿ヲ附ケルノデゴザイマス、商法ノ第二十一条、之ニ依テ作リマス帳簿、斯ウ云フ意味デアリマス
○作問委員 二十五條デハアリマセヌカ
○宮城政府委員 二十五條——二十六條デス
○作問委員 二十六條ハ財產目錄貸借對照表デゴザイマスソレト二十五條ハ帳簿ヲ備ヘ、之ニ日々ノ取引其他財產ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ記載スベシ、是ハ日記帳デアル、財產目錄貸借對照表等ハ、此帳簿ノ中ニ入ラヌノデアリマスカ、何トナレバ之ニ「法律ノ規定ニ依リ作ルベキ帳簿ヲ作ラスニ財產ノ現況ニ足ルヘキ記載ヲ爲サヌ又ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ之ヲ隠匿若ハ毀棄スルコト」之ニ依レバ商業帳簿本位ノ規定ニナシテ居ル、其他ノ書類ト云フコトハアリマセヌカラ、財產目錄貸借對照表ト云フモノハ這入ラヌノデハアリマセヌ

○宮城政府委員 深ニ作間委員ノ御考ノ通リテアリマス
商業帳簿トシテ作ルベキ義務ガ法律ニ於テ與ヘラレテ居ル
其場合ノミガ三號ニ入ルノデアリマス

○作間委員 茲ダ失禮デスガ、誠ニ申シマシタ債務者ガ債
務ノ澤山アルコトヲ知ッテ、困テ賣喰ラシタ場合ノ法律ノ御
解釋ヲ、今一度宮城サンカラ伺ヒタイ

○宮城政府委員 破産ノ實質ノ方面カラ、其點ニ付テ次官
ガ御答ニナリマシタカラ、私ハ刑法ノ方面カラ見テ申上ゲ
テ見タイト思ヒマス、先ツ作間委員ノ御懸念ニナリマシタ
刑ノ點ハ、背任罪ノ刑ヲ頭ニ入レマシテ、サウシテ而モ普通
ノ背任罪ヲ犯ス場合ト違ヒマシテ、此方ガ情ガ重イ、詐欺破
産ニシテモ宜シト云フ所カラ、十年ニシタノデゴザイマ
ス「自己若ハ他人ノ利益ヲ圖リト云フコトハ、無カタノデゴザ
イマス、債權者ノ不利益ニ處分スルト云フ」ヤウノコトモナ
カタノデアリマス、舊商法ノ出來マシク當時ニ於テハ、御
案内通リ背任罪ト云フモノハ存在シテ居ラヌノデアリマス
所ガ刑法ガ出來マシテ、背任罪ノ無イノハイカヌカラト云
フノデ、五年以下ノ懲役ヲ科スルコトニナツタノデアリマス
從フテ舊刑法ニハ無カタモノヲ、舊商法時代ニハ、刑法デモ
犯罪トシテ居ラヌモノヲ、新刑法ニ於テ之ヲ犯罪トシタト
云フ關係ニナツテ居リマスカラ、舊商法ニハ無イガ、特ニ規
定ヲシテ之ヲ罰シ、而シテ十年ハ重モ過ギハセヌカト云フ
ヤウナ事柄ニ形ノ上デハナリマスガ、併ナガラ實質ヲ考ヘ
テ見ルト、サウ不當デハナイト思ヒマス、ソレカラ今一點、
債權者ノ不利益ニ處分スルト云フ事、此點モ作間委員ハ生
活上ノ生活資料之ニ使用シタコトモ解釋ニ依テハ債權者
ノ不利益ニ處分スルト云フコトニナリハセヌカト云フコト
デアリマスガ、此案ハサウ云フ點ヲ考ヘテ居ルノデハアリ
マセヌ、「隱匿毀棄」此中ニ包含シナイ事柄、物ニ關係シテ居
ル、隱匿毀棄ト云フモノニ入ラヌモノ、即チ権利ニ關係シテ
居ルモノ、例へバ著作権、特許権、斯様ナ物ニ關係セザルモ
ノハ之ヲ隱匿ト稱シ、毀棄ト申シニクノデアリマス、而モ
著作権ヤ特許権ナド、云フモノハ、非常ニ高價ナモノデア
リマス、現在ノ商法デハソレガ抜ケル、然ルニ此案ノ趣旨ハ
商人破産デナク、一般破産主義ニナツテ居リマスカラ、著作
権者ノ不利益ニ権利ヲ處分スルト云フコトガ特ニ加ハッタ
モニ關係シタモノハ隱匿毀棄ノ方ニ依リマシテ、物ニ關係
セズ、隱匿毀棄ニ屬セザルモノハ、之ヲ債權者ノ不利益ニ處

分スルト云フコトデ取締リタイ、斯ウ云フ趣旨デ加ハフタノ
デアリマス

○作間委員 宮城サンノ御説明ハ能ク分リマシタガ、併シ
此文字ヲ上カラ讀ンデ「破産財團ニ屬スル財産ヲ債権者ノ
不利益ニ處分スルコト」ト讀ミ下シテ見ルト、無論サウ云フ
事モ含ムケレドモ、サウ云フコトヨリモ、不動産ナリ動産ヲ
處分シタ爲ニ、債権者ニ損害ヲ被ラシタ場合ニモ、解釋ノ上
カラ取レマス、是ハ權利ニ關スルモノデアル、物ニ關スルコ
トデハナイト云フ特別ノ解釋ガ、ドウモ此儘デハ嚴格ニ現
レテ居ナイヤウニ思ハレル、從テ實際適用サレル場合ニ、誤
リヲ起シハセヌカ、自己ノ利益ヲ圖ルト云フコトサヘアレ
バ、其結果債権者ノ不利益ニナレバ、矢張之ニ當嵌メテ適用
シハセヌカ、ソレヲ處レルノデアリマス、サウ云フ場合モ含
ミハシマセヌカ

○宮城政府委員 現行破産法ニ在リマシテハ、藏匿、轉得、
脱漏、斯ウ云フコトガアリマシテ、此案ニ於キマシテハ、其
藏匿、轉得脱漏ト云フ様ナ事ヲ、隱匿毀棄ト中シタ積リデ
アリマス、成程其隱匿毀棄ト云フコトヲ讀ミマセヌデ、破産
財團ニ屬スル財團ヲ債権者ノ不利益ニ處分スルト云フヤウ
ニ讀ミマスト、御説ノヤウニナッテ來マスガ、此案デハ隱匿、
毀棄ト云フコトデモ、現行法ニアリマス藏匿、轉得、脱漏
之ヲ此四字ニ收メル考デ隱匿、毀棄ト云フ規定ヲシタノデ
アリマス

○野副委員 今ノ所ハ何ダカ明瞭シナイヤウデスガ、矢張
動産デモ、不動産デモ、故意ニ債権者ノ不利益ニ處分シタラ
矢張三百七十四條ノ第一號ニ入ルト思フノデスガ、如何デ
セウ

○宮城政府委員 其點ニ付キマシテハ、現行法デ苟モ藏匿、
ヘル意味合ハナイノデゴザイマス、現行法デ苟モ藏匿、轉得、
脱漏ト申シマスモノハ、隱匿毀棄ト云フ言葉デ現ハシ得ル
ト云フノデ、隠匿毀棄ト云フ言葉ヲ使タデゴザイマス、處
レマス所ハ先程申スヤウニ權利ノ處分デゴザイマス、權利
ト處分ガドウモ脱ケル、現行法デハドウモ藏匿、脱漏、轉得
ノ云フ内ヘ含メテ居ルノデハアリマスマイカ、現行法ハ其
點ガ脱ケル、而モ今日ハ鑄業所有權、其他各種ノ點ニ付テ、
非常ニ價格ノアルモノモアルカラ、ソレヲ脱カシテハナラ
スト云フ意味デ、債権者ノ不利益ニ處分スルト云フコトヲ
書イタノデアル

○野副委員 マグ能ク分リマセヌガ、例へバ十万圓アル不
動産ヲ、一萬圓カ五千圓ニ二束三文ニ賣飛バシタト云フコ
トガアッタラ、矢張不利益ニ處分シタ云フコトニナルノデ
ナイデセウカ

○宮城政府委員 不利益ニ處分スルト云フコトハ、事柄ガ

汎イノデアリマスカラ、若モ此書方ヲ以チマシテ、隱匿、毀
棄、其他債権者ノ不利益ト云フ様ニテモ致シマシタナラ、或
ハ左様ニ解釋シナケレバナラヌコトニナルト思ヒマスガ、

スルト云フ事柄ハ、其他ノ事ニ付テ書イタトス様ニ讀ミ下
サルト、御諒解ニナルカト思フテ居リマス

○野副委員 サウスルト、只今私ガ問ヲ發シタヤウナ場合
ニ於テモ、動産若クハ不動産ヲ二束三文ニ故意ヲ以テ賣飛
バシタ、債権者ヲ害スル目的デ賣飛バシタト云フ事ハ、ドノ
條ニ依フテ處罰スル見込デアリマセウカ、或ハソレハ處罰條
件ニ該ラナイト云フ考テアリマスカ、其點ノ御答ヲ承リタ

イ
○宮城政府委員 若シモ一束三文ニ賣飛バスト云フ行爲ヲ
ナス其動機ガ、特別故意ト云フ事ヲ以テ致シマスト、三百七
十四條ノ一號ノ隱匿毀棄デ處罰ガ出來ルコト、思ヒマス
サウデアリマセヌト、三百七十五條ノ浪費ヲナストカ、或ハ
破産ノ宣告ヲ遲延セシムル目的ト云フ事ニナッテ來ルカト
思ヒマス

○前田委員長 此條文ハ、先程山内次官ノ説明ニハ、債権者
ノ不利益ニ處分スルト云フヤウノ不利益ニ處分シタラ
ノ不利益ニ處分スルト云フコトハ、例ヘバ他人ニ財産ヲ贈
與スルト云フコトヲ含ムト云フコトデアッテ、今ノ政府委員
ト意見方違フヤウデアルカラ、政府ノ方デ御研究ヲ願ッテ權
威アル御解釋ヲ與ヘラレヌト困リマスカラ、サウ云フ事ニ
願ヒマス

〔速記中止〕

○岩崎委員 第三百七十七條ニ付テ御尋致シマス、三百七
十七條ノ第二項ノ居住地ト云フ文字ハ、是ハ行政區劃ヲ想
像サレテノ居住地デアリマセウカ、或ハ居住地ヲ想像シタ
モノデアリマセウカ

○宮城政府委員 此居住地ト申シマスノハ、債務者ガ居リ
マスル其場所ノコトデアリマス、行政區劃ト中シマスト云
フト、先ツ東京市ナラ東京市全部、斯様ナコトニナリマス、

東京ノ債務者ガ破産シタト云フ場合ハ、東京市内ナラ到ル
所ニ居テ宜シト云フヤウナ意味デナクシテ、其場ト云フ
コトニ居住地ト書イタ譯デアリマス

○岩崎委員 其分ハソレデ宜シウゴザイマスガ、第一項ノ
本法ニ依リ監守フ命セラレタル者逃走シ又裁判所ノ許可

ヲ得シテ外人ト面接若ハ通信ト云フコトガアル、此面接
通信等ニ付テハ何等ノ區別ナシニ等シク刑罰ニ處スル趣旨
デアリマセウカ

○宮城政府委員 是ハ百五十條ニ關係シテ居リマスル條文
デアリマス、監守ヲ命ジマス際ニハ、ソレニ依フテ面接致シ、或

ハ外人ト通信ヲスルト云フコトハ、妨げナイコト思フテ居リ
マス

○岩崎委員 サウスルト、茲ニ書イテアル面接若クハ通信
ノ内容ハ、第三百七十七條ニ觸レルベキ内容ハ、百五十條デ
以テ指示サレタル内容ニ抵觸スルモノデナクテハラスト
云フコトニ解シテ宜イノデアリマスカ

○宮城政府委員 其通リト思ヒマス

○渡邊委員 三百七十八條デズガ、三百七十八條ハ、第三者
ノ行爲ヲ規定シテ居リマス條項デアリマスルガ、此條項ノ
中ニ三百七十四條ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ト云フコト
デアリマスガ、三百七十五條ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者
ト云フノガ此處ニ入ッテ居ラヌノデアリマスガ、之ガ入ッテ
居ラヌスト云フノハドウ云フ譯デアリマスルガ、此條項ノ
居ラヌスト云フノハドウ云フ譯デアリマスケレドモ、之ヲ第三著ガ破産ニ付キマ
シテ犯罪ヲ犯シタ云フコトデ處罰スルノハ、ドウモ穩當
ルヤウニ思フノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○宮城政府委員 三百七十五條ノ行爲ニ成程第三者ガ關係
スル場合ガアリマスケレドモ、之ヲ第三著ガ破産ニ付キマ
シテ犯罪ヲ犯シタ云フコトデ處罰スルノハ、ドウモ穩當
ヲ缺クト云フ所カラ、獨リ詐欺破産ト云フ性ノ惡一方ノミ
ニ惡行爲ヲ第三著ガ致シタ時ノミハ、三百七十八條デ取
締ルト云フ趣旨ニ規定シテ居ルノデアリマス

○渡邊委員 其次デアリマスガ「又ハ自己若ハ他人ヲ利ス
ル目的ヲ以テ破産債権者トシテ虛偽ノ權利ヲ行ヒタル者」
云々、此行爲ハ此條ニ依テ十年以下ノ懲役ニ處スル、刑法上ノ詐欺ト
キノミナラズ、刑法上ノ制裁ニモ該ルト思ヒマスガ、サウ云
フ場合ニ於テハ、此條ニ付テ御取扱ニナル考デアリマスカ、
刑法上ノ詐欺ト云フコトニ該ル行爲ト存スルノデアリマス
ガ、此條ニ依テ十年以下ノ懲役ニ處スル、刑法上ノ詐欺ト
云フコトニ該ルトスレバ、矢張此條ニ依テ御取扱ナサル趣
旨デアリマセウカ、刑法上ノ詐欺ニナラナイ、獨リ此條ニ依
テ取締ルト云フ御精神デアリマスカ

○宮城政府委員 此規定ヲ刑法ニ對シマスル特別ノ規定ト
致シマシテ、此方デ以テ處罰スル考ヘデアリマス

○作間委員 此有罪破産所爲ヲ——有罪者ノ所爲ヲ教唆シ
タル場合、若クハ幫助シタ者ハ、刑法ノ適用ニ依テ罰セ
ルノデスカ、此本法ノ三百七十八條ノ特別規定ニ依テ罰セ
ラレルノデアリマスカ之ニ當嵌ラヌモノハ刑法ノ責任ヲ負
ハナイト云フコトニナルノデアリマスカ、刑法總則トノ關
係ニ付テ御尋不致シマス

○宮城政府委員 其點ハ特ニ注意シテ書イタ積リデアリマ
ス、三百七十八條ノ規定ハ、破産者ガ毫モ關係シナイデ、第
三者ノミガ行々タ場合ニ、三百七十八條デ罰スル、若シモ破

産者ヲ教唆致シマシテ、三百七十四條ノ犯罪ヲ犯サセマス、
ルト云フト、是ハ三百七十四條ニ於ケル刑法ノ總則關係デ、
教唆者ハ處罰ヲ受ケル、斯ウ云フコトニ規定シタノデアリ
マス

○岩崎委員 私ハ矢張前ノ御尋ヲシタ事柄ニ付テデアリマス
スガ、ドウモ此三百七十七條ノ規定ガ、何ダカ私ハ危險ノヤ
ウニ思ハレテ叶ハナイ、ソレデ今政府委員ノ御話ニ、百五十
條ニ關聯シテ居ルト云フ御話ガアリマシタガ、百五十條ハ
「監守ヲ命ゼラレタル破産者ハ裁判所ノ許可ヲ得ルニ非ラ
サレハ外人ト面接又ハ通信スルコトヲ得ス」ト云フコトニ
ナツテ居リマシテ、如何ナル事柄ニ付テ通信スルコトガイケ
ナイトカ、如何ナル事柄ニ付テ面接スルコトガイケナイト
カ云フコトノ、關係のノ區別ヲ置カレテ居ルモノ、ヤウニ
ハ少シモ思ハナイデス是ハ三百七十七條ノ適用ニ付テハ、
一一裁判所ノ審議ニ任スト云フ御考デ、此規定ヲ置カレテ
アルノデアリマセウカ、其點ヲモウ一ツ伺ッテ置キタイ
○宮城政府委員 監守ノ點ニ付テハ、現行法ハ特ニ破産條
例ノ四十八條ニ於テ「監守ヲ爲スヘキトキハ警察官吏ヲシ
テ債務者ノ住所ニ付キ其ノ逃走若ハ財産ノ隠匿ヲ豫防シ」
云々ト云フヤウナコトガ書イテアルノデアリマス、本法ニ
於テハ法律ニ於テ斯様ナモノヲ規定セズシテ、監守命令ニ
依ツテ旨ク運用シヤウ、常ニ警察官吏ヲシテ監守セシムルト
云フ必要モアルマイ、其人其場合監守ヲ命シマスル原因ト
ナルベキ事柄ゾレニ依ツテ旨ク運用シヤウト云フノデ、特
ニ法律デハ監守方法ナトヲ書カナカッタノデアリマス、隨テ
御説ノ通リニ裁判所デ以テ斯ウ云フ者ト面接シテハイカヌ
リマス

○岩崎委員 サウスルト、監守ニ付テノ特別ナル命令ヲ御
出シニナシテ、ソレデ御決メニナルト云フ御趣意ナノデスカ
○宮城政府委員 各人各場合ニ色ノ場合ガアルト思ヒマ
スルカラ、假處分ノ場合ハ同ジヤウニ一々命令デ、此場合ハ
斯ウシヤウ、彼ノ場合ハアシヤウト云フコトノ、困難デア
フウト思ヒマス、矢張當該破産裁判所ニ於テ、各場合ニ於テ
適當ナ命令ヲ出スコト存ジテ居リマス

○野副委員 先刻ノ作問君ノ間ニ對スル政府委員ノ答ガ、
私ハ少シク明瞭ヲ缺クヤウデアリマシタカラ、新タニ御問
フシテ、御答ヲ得テ置キマス、即千三百七十五條ノ第四號ノ
「商業帳簿」ト云フ——商業帳簿ニハ商法ノ第二十五條ノ帳
簿ノミナラズ、第二十六條ノ帳簿モ勿論包含スルモノト解
シテ宜シイノデアリマスカ、ソレヲ承リタイ

○宮城政府委員 御問ノ通リニ、商法ノ第五章商業帳簿ト
アリマスル所ノ第二十五條、第二十六條、此等ノ規定ニ依リ

マシテ、商人ガ法律上作ルベキ義務ノアル商業帳簿ト、斯様
ニ御了承ヲ願ヒマス

○岩崎委員 三百七十七條ニ關聯シテ尙ホ御尋ヲ致シマス
ルガ、只今政府委員ノ御説ニ依ルト、監守ハ多ク裁判所ノ命
令ニ依ツテヤラヌヤウニシタイト云フ御考デアルノデアリ
マスガ、場合ハ限定シテアルケレドモ、此改正法百四十九條
ノ規定ニ依ルト、矢張検事ハ破産者ノ居住地ヲ管轄スル警
察官署ニ命シテ監守ヲ執行セシムト云フヤウナ規定モア
ル、此規定ニアリマスル以上ハ、特ニ裁判所ガ此監守ヲ命ズ
ル場合ニ當ツテ、面接或ハ通信上ニ付テノ事項マデモ命令ニ
定メルト云フコトニナリ得ルモノデアリマセウカ、ドウナ
リマスカ、若シナリ得ルモノトスレバ、如何ナル方法ニ依ツ
テ司法省ハ判事ニ對シテサウ云フ司法省ノ内訓ヲ遵守セシ
ムルコトニサレルノデアリマスカ、其邊ガ私ニハ會得ガ出
來ナイ

○宮城政府委員 其點ハ見方デアラウト思ツテ居リマスガ、
色ニ當該破産者ニ依リマシテハ、此點ノミヲ注意スレバ宜
イ、彼ノ點ノミヲ注意スレバ宜イト云フコトガアラウト思ツ
テ居リマス、現行法デハ單ニ財産ノ隠匿ヲ豫防スルト云フ
ヤウナコトガ法律ニ書イテアリマスルガ、此點ノミデハナ
ク、財産ノ隠匿ト云フモノノク能ク豫防スルヤウニト云フヤ
ウナコトヲセズシテモ、其人々々ニ依ツテ此點ヲ注意スルヤ
ウニト云フノデ、現行法ヨリモ有效ト思ツデ居リマス

○前田委員長 是ハ速記ニ及ビマセスガ……

○前田委員長 ソレデハ速記ヲ……

〔速記中止〕

○前田委員長 残テ居タ點ニ付テ二三ノ質問ヲシタイ
ト云フ御希望ノ方ガアリマスカラ、ソレヲ許シマス

○岩崎委員 サウスルト、監守ニ付テノ特別ナル命令ヲ御
出シニナシテ、ソレデ御決メニナルト云フ御趣意ナノデスカ
○宮城政府委員 各人各場合ニ色ノ場合ガアルト思ヒマ
スルカラ、假處分ノ場合ハ同ジヤウニ一々命令デ、此場合ハ
斯ウシヤウ、彼ノ場合ハアシヤウト云フコトノ、困難デア
フウト思ヒマス、矢張當該破産裁判所ニ於テ、各場合ニ於テ
適當ナ命令ヲ出スコト存ジテ居リマス

○野副委員 ソレデハ本法ニ於テハ、債權者ガ只一人ノ場
合ニ於テモ、破産ガ開始スルト云フ見込デアリマセウカ
○三宅政府委員 三宅政府委員其點モ從來ノ判例等デムヅカシイ問題ニ
ナツテ居リマスガ、私ノ承知致シテ居リマス限りニ於キマシ
テハ、現在ニ於キマシハ、廢罷訴權ノ問題ニ於キマシテハ、
今御話ノヤウナ行爲モ廢罷訴權トシテ取消スコトガ出來ル
場合ガ多イト申シテ置キタイ、サウ云フ風ナ解釋ニナツテ居
リヤウニ存ジマスノデ、隨ツテ本條ノ否認權ノ目的物ニモナ
リ得ルト云フコトヲ御答シテ置キタイト存ジマス、但シ合
資會社ヲ造ルト云フ漠然タル事デ、直グ是ガ皆這入ルト云
フ御答ハ致シ憎イノデスガ、其行爲デモ此否認權ノ目的物
ニナリ得ルモノニ付テハ、此規定ノ適用ガアルト云フコト
ニ御解釋ヲ願ヒタイト思ヒマス

○作問委員 否認權ヲ行使スル場合ハ、普通ノ法律行爲——
通常ノ取引行爲ナラバ、否認權デ十分デアリマスガ、合資會
社又ハ合名會社ノ設立トカ、株式會社ノ設立トカ云フ場合
ニハ、否認權ヲ行使スルニハ、其手續ガ大變デアリマス、會社
ノ基礎ヲ變更セシメ、一方ニハ會社ノ財產ノ計算ヲ明ニシ
ナケレバナラヌ、サウ云フ事ハ單純ナ否認權ダケデハ目的
ヲ達シ難イ、而シテ實際ニハサウ云フ場合ガ多イノデアリ
マス、斯ウ云フ場合ニハ特別ノ法規ヲ以テ明ニ其會社ノ設
立ハ法律上否定セラル、ト云フコトニ定メラレタ方ガ宜カ

ラウト思フノデスカ、如何デアリマスカ

○三宅政府委員 御尤ノ次第デゴザイマス、此間題ニ付キ

マシテハ何カ特別ノ立法ヲシタ方ガ宜イト云フ御趣旨ハ

十分ニ御尤ト存ジテ居リマスガ、先づ現在ノ程度ニ於キマシ

テハ民法ニ於キマシテモ廢罷訴權ト云フモノデ取締ルコト

ガ出来、破産法ニ於キマシモ、同様ノ方法ニ依テ否認權ヲ

行使スルコトガ出來ルガ、後ノ始末ガ複雜デアリ、且ツ其爲

ニ色々煩雜ナ結果ヲ生ジテ、意外ナ損失ヲ被ル者ガアリ得

ルト云フヤウナ事ハ、或ハアルダラウト思ヒマス、併ナガラ

此點ニ付テハ、破産法ヲ離レマシテ、十分一つ研究シタ上ニ、

適當ノ方法ガゴザイマスレバ、立法致シマス、或ハ判例等

ニ於テ極メルコトガ出來マスレバ、其方デ極メテシマフト

云フコトニ致シタイト存ジテ居リマス

○作間委員 今度ノ破産法ハ商人、非商人一般ニ及ンデ、商

人破産主義ヲ採ラレナイ併ナガラ現在ニ於テモ、裁判所デ

商人破産主義ヲ採ラレテ居ル、現行法ニ依リマシテモ、隨分

破産事件ノ始末ニ惱マサレテ居ル形跡ヲ歴然トシテ認メラ

レルノテアリマスガ、非商人總テノ場合ニ此法律ヲ適用セ

ラレテ、一々監督、監視、其他法規ノ定ムル所ノ手續ガ實際

ニ行ハレテ參リマセウカ、私共ハ非常ニ懸念ニ堪ヘナ、現

在ノ非商人ニ對スル家資分散ハ、裁判所ハ何等關係シナイ、

宣告ヲ與ヘテシマヘバ、與ヘ放シデアルカラ、ソレデ済ン

ト、非常ナ面倒ヲ表スト思ヒマスガ、裁判所ニ於キマシテ、

實際ソレヲ爲シ得ルヤウニ司法當局デハ御覺悟ハ出來テ

居リマスカ、ソレニ付テ統計等デモ集メテ、ソレニ對スル何

等カノ御準備方出來テ居リマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○三宅政府委員 従來ニ於キマシテモ、非常ニ破産事件ガ

多ウゴザイマシテ、裁判所ニ於キマシテ、其事件ガ屢々滋滯

スルト云フ聲ヲ聞イタコドハ事實デゴザイマスガ、本案ガ

成立致シマスト、勿論ソレニ對シテ御説ノ如ク事件モ非常ニ殖エルト云フ關係ニナリマス、其爲ニ恐ラク從來ダケ

ノ設備デハ足リナイ場合ガアルダラウト思ヒマス、其點ニ付テハ十分注意致シマス、唯附加ヘテ置キマスノハ、破産裁判所ガ區裁判所トナリマス結果、從來ノヤウニ單ニ地方裁判所ノ時ノ如ク、三人ガ寄集テ「ツノ仕事ヲスルト云フコトヲ離レマシテ、各自ガ——詰リ一人ガ「ツノ仕事ヲスルヤウニナリマスカラ、其點ニ於テ幾分ノ餘裕ガ取レルダラウト云フ考慮ノ下ニ加ヘテ居ル次第アリマス」

○作間委員 其點ハ一應御尤ニ思ヒマスガ、尙ホ管轄ノ件ニ付テハ、只ノ破産ト小破産ト區別サレタ以上ハ、セメテ小破産ダケノ區裁判所ニ管轄セシメ、普通ノ破産ハ、地方裁判所ニ管轄セシメラレルト云フ譯ニハイキマセヌカ【ソレモ】

出タ「ト呼フ者アリ」ソレカラ豫納金ノ問題デアリマスガ豫納金ノ決定ニ對シテハ、不服ヲ申立ツルコトヲ得ズト云フコトニナツテ居ル、是ハ事實上ノ問題ニシテハ、非常ニ利害關係ガ多イノデアリマシテ、御承知ノ通り今ヨリ十數年以前、名古屋地方裁判所ニ於テ、小栗銀行ニ對シテ破産ノ宣告ヲ申請シタ者ガアル、アレハ海外ニ支店トカ出張所ガ澤山アルカラ、豫納金トシテ十萬圓供託シロト云フ命令ヲ下シタ、ソレガ爲ニ十萬圓ノ豫納金ヲ積ンデ、破産ノ申請ヲシテ得ル者ハ債權者中一人モ無イ、ソレカラ今度私ガ——是ハ辯護士トシテ申上ゲルノデスガ、横濱ノ茂木合名會社ニ對シテ破産ノ申立ヲシタ、サウスルト是ハ横濱地方裁判所ガ豫納ヲシロト仰シヤラナカツカラ、濟ミマシタケレドモ、若シ豫納シロト云フコトニナルト、是モヤハリ小栗銀行ヨリ一層手廣クヤツテ居ルカラ、豫納金ヲ少クトモ五六万圓積マナケレバ、逆モアレーホドノ大會社ヲ相手ニ破産ノ申立ヲスル事ハ出來マイト思ヒマス、此豫納金ノ額ニ付テハ、大變見様ニ依テ違フダラウト思ヒマスガ、之ニ對シテ不服ヲ許サレヌト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイヤウニ考ヘマスガ、其點ハ如何デスカ

○三宅政府委員 破産手續ノ豫納金ト申スモノハ、破産手續ノ費用ヲ支辨スル爲ニ取ルモノニアリマシテ、如何ニ破産財團ガ多額ニ上リマセウトモ、破産手續ノ費用ト云フモノハ、豫メ適當ナ額マデシカ上ルマイト思ヒマス、ソレニ破産ガ順當ニ參リマスレバ、破産手續ガ始マテ直キニ又相當ノ現金ヲ手ニスルコトモ出來ルダラウト思ヒマスカラ、如何ニ破産財團ガ多イカラト云フテ何万圓ヲ手續ニ要スルト云フコトハ一寸考ヘラレナイヤウニ存ジマス、尙ホ之ニ對シテ何故ソレデハ不服ノ申立ヲ許サナイカト云フ御問ニ對シマシテハ、此點ニ付テ不服ノ申立ヲ許コトニ致シテ置キマスレバ、結局手續ガ遷延致シマスノデ、結局當事者ニ取シテ何等利益モナイ事ハナカラウカ、先づ此點モ裁判所ノ判断ニ信頼シテ戴キタイト云フ趣意デゴザイマス

○作間委員 私ハ唯債務者ノ財產ガ多イカラ、豫納金ヲ多ク積メト裁判所デ言ハレルト云フノデハナ、一ツニハ支店トカ出張所トカ云フモノノ調べタリ、一々破産手續ヲスルノニ非常ナ多額ノ旅費等ガ力、ル、海外ニ支店ガ何箇所、全國トヲ離レマシテ、各自ガ——詰リ一人ガ「ツノ仕事ヲスルヤウニナリマスカラ、其點ニ於テ幾分ノ餘裕ガ取レルダラウト云フ考慮ノ下ニ加ヘテ居ル次第アリマス」

○作間委員 其點ハ一應御尤ニ思ヒマスガ、尙ホ管轄ノ件ニ付テハ、只ノ破産ト小破産ト區別サレタ以上ハ、セメテ小破産ダケノ區裁判所ニ管轄セシメ、普通ノ破産ハ、地方裁判所ニ管轄セシメラレルト云フ譯ニハイキマセヌカ【ソレモ】

ハ、到底出來ナイ、其期日ニ乘ジテ、債權者ノ方デハ、裁判所ニ運動ト言ッテハ語弊ガアリマスケレドモ、成ベク破産申立ヲ受理シテ貰ハヌ爲ニ、私ノ方デハ是ホド手廣クヤツテ居ルカラ、破産手續ノ費用ト云フモノハ隨分カ、ルト云フ事ヲ法廷等ニ於テ喫ハス場合ガアリ、其爲ニ裁判所モマア成ベク餘計取ッテ置ケバ、間違ナカラウト云フヤウナ方針ニ出ル、サウスルト少々ノ資力アル債權者デハ、破産ノ申立ヲスルコトガ出來ナイト云フヤウナ場合ガアリマス、計算竝ニソレニ對スル雙方ノ見解ガ違タ場合ニハ、手續ガ遅延レマシテモ、矢張決定デ争フ餘地ヲ與ヘタ方ガ宜シトイ思ヒマスガ、如何デスカ

○三宅政府委員 御意見ハ十分承ッテ置キマスガ、私ノ考デハ裁判所ガ適當ナル額ヲ謀シテ、破産手續ガ巧ク進行スルコトノ出來ルダケニスレバ宜シイ、デアリマスカラ、強イテ餘計ノモノヲ取テ、破産債權者ヲ害スル事ノ無イヤウニ十分當局ノ方デモ注意致シマスガ、又破産申立者ノ方ニ御願致シマス點ハ、勿論サウ云フ金ハ破産財團ノ資金トシテスル事ハ出來マイト思ヒマス、此豫納金ノ額ニ付テハ、大變見様ニ依テ違フダラウト思ヒマスガ、之ニ對シテ不服ヲ許サレヌト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイヤウニ考ヘマスガ、其點ハ如何デスカ

○三宅政府委員 御意見ハ十分承ッテ置キマスガ、私ノ考デハ裁判所ガ適當ナル額ヲ謀シテ、破産手續ガ巧ク進行スルコトノ出來ルダケニスレバ宜シイ、デアリマスカラ、強イテ餘計ノモノヲ取テ、破産債權者ヲ害スル事ノ無イヤウニ十分當局ノ方デモ注意致シマスガ、又破産申立者ノ方ニ御願致シマス點ハ、勿論サウ云フ金ハ破産財團ノ資金トシテスル事ハ出來マイト思ヒマス、此豫納金ノ額ニ付テハ、大變見様ニ依テ違フダラウト思ヒマスガ、之ニ對シテ不服ヲ許サレヌト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ナイヤウニ考ヘマスガ、其點ハ如何デスカ

○三宅政府委員 特別ニ其點ノ規定ハアリマセヌカラ、從來ノ通リ民事訴訟法ガ適用サレルモノト御了承ヲ願ヒマスカラ、破産宣告ニナル前ハ今迄通り被申立人ト申立人トガ合意デ破産ノ申立ヲ取下ゲレバ、何時テモ裁判所ハ御許シ下サルデセウナ、忿ノ爲ニ伺ヒタイ

○三宅政府委員 特別ニ其點ノ規定ハアリマセヌカラ、從來ノ通リ民事訴訟法ガ適用サレルモノト御了承ヲ願ヒマスカラ、破産宣告ニナル前ハ今迄通り被申立人ト申立人トガ合意デ破産ノ申立ヲ取下ゲレバ、何時テモ裁判所ハ御許シ下サルデセウナ、忿ノ爲ニ伺ヒタイ

○作間委員 此規定ニ依リマスト、破産ノ後、普通ノ順序デ進メバ、何年間或ハ何箇月間デ破産ノ手續ガ終了スルコトニナリマスカラ、現在ニ於テハ破産ニナツテカラ、五年七年ノ久シキニ及ブモノモアリマスガ、本法ニ普通ニ定メラレタ期間ヲ通算シテ行クトドノ位ニナリマスカ

○三宅政府委員 ソレハ百四十二條デ先づ破産宣告ガゴザイマスト云フト、債權届出ノ期間ヲ定メマス、其期間宣告ノ日ヨリ二週間以上、四箇月以下ナルコトヲ要ストアリマスカラ、是ダケガ長クナリマス、ソレカラ第一回ノ債權者ノ集会、是ハ宣告ノ日ヨリ一箇月内デスカラ、結局其期間ハ債權届出ノ期間ノ内ニ入ルダラウト思ヒマス

○作間委員 甚ダ御手數デセウガ、是ハ何箇月目、是ハ何箇目ト書面ニ書イテ見セテ敷キタウゴザイマスガ、如何デス

○三宅政府委員 一寸デ、ソレデ債權調查ノ期日ガ極ル、

債權届出ノ期日ト末日トノ間ガ一週間以上一箇月以下ヲ以テ期日トスル、結局非常ニ長イコトヲ考ヘマシテモ、五箇月デ債權調査ノ期日ガ濟ミマス、ソレカラモウ財產ノ換價ハ勿論其以前カラ開始シテ居リマスカラ、此換價ニ付キマシテ四五箇月デ濟ム場合モアリマセウ、又非常ニ財產ノ多イ場合ハ、非常ニ長クナリマスカラ、此期間ハ一寸何箇月ト御説明シ惡イデアラウト思ヒマス、極ク簡單ナ例ヲ申上ゲレバ、私ガ致シマシタ破産手續ニ於キマシテハ、第一回ノ配當ヲ致シマシタノガ、丁度一年後デゴザイマシタ、是ハ朝日銀行ソレカラ其後ニ於キマシテ、又一年バカリシマシテ第二回ノ配當ガアリマシタ、併シ其後ニ於テ、殆ド財產ガ澤山ゴザイマセヌカラ、其後續キマシタ期間ハ存ジマセヌカ、先ヅ大體ニ於テ非常ニ大キナ銀行デゴザイマスナラ、先ヅ大體ニ於テ今日ノ組織デ参リマスレバ、普通ナラ一年若クハ二年ト云フコトデ、大體片付クト云フヤウナ考ヘデ居リマス

○作問委員 實際問題ノ計數デハ、一通り心得テ居リマス

ガ、唯此法案ニ依リマシテ、本案ニ定メラレタ期間ヲ順序能

ク往ケバ、最高限ガ幾ラテ、凡ソ何年何月ニナリマスカト云

フコトヲ本案ニ付テ御尋シマスノデスカラ、今一々繰テ見

ナケレバ分リマスマイカラ、今御答ニ及ビマセヌ、其上ニ報

告期間ガアリマセウカラ、ソレヲ順序能ク定メテ、法定ノ最

高期間ヲ通算シテ、何年目デアリマスカ、御尋スルノデス

○三宅政府委員 債權調査ノ期日カラ配當マデノ間ガ、何

箇月掛ルト云フコトハ、一寸申上ガ惡イ、是ハ其財產ニ依リ

マスカラ、確定致シマシテ配當致シマスマデ、配當スベキ財

産ガ何時ニナ・タラ出來ルカト云フコトハ……

○作問委員 配當ニ付テ、期間ノ制限ハアリマセヌカ

○三宅政府委員 ゴザイマセヌ、其間ガドノ位掛ルカ、大キ

ナモノナラバ長ク掛ル、少サイモノナラバ直グ出來マスガ、

其間ハ申上ガ惡イ

○前田委員長 今宮城政府委員ガ、先程問題ニナリマシタ

罰則ニ付テ御答ヲシテ置キタイト云フコトデゴザイマスカラ

、宮城政府委員ニ發言ヲ許シマス

○宮城政府委員 訂正シテ置キマス

○野副委員 私ハ山内次官ニ御尋シタノイデアリマスル

ガ、此復權ノ事デアリマズガ、此案ニ依リマスマレバ、債務ノ

全部ノ免責ヲ得ナケレバ復權ノ申立ガ出來ナイヤウニナッ

テ居ルノデスガ、是ガ非常ニ商人ニ對シテ苛酷グラウト思

ヒマス、ソレデ商人ガ誠實ニ破産ノ手續云フモノヲ運ン

デ、總テノ財產ヲ提供シテ、身代限り全部打チ出シテ、立派

ニ破産手續ヲ終了シタナラバ、ソレテ以テ破産手續ヲ打切

リニシテ、新シク商人ガ出發ガ出來ル様ニ復權ヲシテヤル

方ガ、相當デアルヤウニ思フノデアリマシテ、英吉利ノ法律

ニサウ云フ風ニナッテ居ルヤウニ、私ノ記憶が誤リデコザイ

マセヌケレバ思フテ居ルノデアリマスガ、是ハ破産ノ根本

ニ關スル問題デアリマス、デ政府ニモ立案ノ際ニハ相當ニ

考慮サレタコトデアラウト思ヒマス、一人デモ免責ヲシテ

吳レナイト云フ場合ニ、復權ノ申立ガ出來ナイト云フコト

ハ、商人ニ對シテ甚ダ残酷デアル、大恐慌デモ來ルト、大キ

ナ商人デモ破産シマスカラ、其點ニ付テ考慮サレタコト、

思ヒマスカラ、次官ノ御答ヲ願ヒマス

○山内政府委員 破産ノ結果ニ付テ免責ノ關係ハ、立法例

ニ於テ色々達テ居ルノデ、英國亞米利加ニ付テハ、歐羅巴

ト遠テ居ルコトハ、私モ承知シテ居ルノデアリマス、是ハ

矢張大陸主義デ、結局破産ラシタカラト云ッテ、債務ヲ免レ

シメルト云フ譯ニハ往カヌノデアリマス、絶対ノ有限責任

的ノ規定ハドウデアラウカ、而シテ又其問題ハ別トシテ置

イテ、復權ヲ樂ニシタラ宜カラウト云フ御話デアリマスガ、

是亦破産狀態ニ居ル者ガ、債務ガ殘リテ居リマス、此

云フコトノ規定ハ、一寸日本ニ採リタクナイト思フ、而シテ

矢張破産ノ情狀、破産ノ申請ヲ免レシメルト云フコトハ、ド

ウモ宜シクアルマイト云フノデ、獨逸主義ニ則フテ、免責主

マス

○作問委員 今ノ點ニ付テ一寸伺ヒマス、ソレデ私ノ申シマスノハ、本當ニ物ヲ吳レル場合モ、嘘偽リ不正ノ手段デ物ヲ吳レル場合モ、同ジヤウニ見ラレナケレバナラヌコトガ、

權衡上如何デアリマセウカト云フノデアリマス

○宮城政府委員 只私ハ嘘ニ吳レルト云フノハ、何ダカ隱スノデナイカト云フ風ニ思ハレマスガ、何方モ同ジグト思ヒマス、何レニ致シマシテモ、破産財團ト云フモノ、減少ヲ計ルト云フコトニナルノデアリマスカラ、何方デモ同ジダト思ヒマス。

○前田委員長 サウスルト何ンデスカ、先程宮城政府委員ガ御答ノ中ニ、隱匿毀棄ハ物デアル、債權者ノ不利益ハ権利デ、特許權ノ如キモノヲ云フノデナイト云フ御説明ハ、訂正ニナリマスカ

○宮城政府委員 訂正シテ置キマス

○野副委員 私ハ山内次官ニ御尋シタノイデアリマスルガ、此復權ノ事デアリマズガ、此案ニ依リマスマレバ、債務ノ全部ノ免責ヲ得ナケレバ復權ノ申立ガ出來ナイヤウニナッテ居ルノデスガ、是ガ非常ニ商人ニ對シテ苛酷グラウト思ヒマス、ソレデ商人ガ誠實ニ破産ノ手續云フモノヲ運ンデ、總テノ財產ヲ提供シテ、身代限り全部打チ出シテ、立派ニ破産手續ヲ終了シタナラバ、ソレテ以テ破産手續ヲ打切リニシテ、新シク商人ガ出發ガ出來ル様ニ復權ヲシテヤル方ガ、相當デアルヤウニ思フノデアリマシテ、英吉利ノ法律ニサウ云フ風ニナッテ居ルヤウニ、私ノ記憶が誤リデコザイマセヌケレバ思フテ居ルノデアリマスガ、是ハ破産ノ根本ニ關スル問題デアリマス、デ政府ニモ立案ノ際ニハ相當ニ考慮サレタコトデアラウト思ヒマス、一人デモ免責ヲシテ吳レナイト云フ場合ニ、復權ノ申立ガ出來ナイト云フコトハ、商人ニ對シテ甚ダ残酷デアル、大恐慌デモ來ルト、大キナ商人デモ破産シマスカラ、其點ニ付テ考慮サレタコト、思ヒマスカラ、次官ノ御答ヲ願ヒマス

○山内政府委員 其點ニ付テ、宮城君ガ調べ掛ケタサウデスケレドモ、餘リ材料ガ少イト云フノデ、マダ完全ニ調べテ裁判所ニ於ケル事件ノ方ガ、非常ニ手續ノ進捗ガ宜イヤウニ思ヒマシタ、ソレカラ境地利ニ行キマシタ所ガ、境太利ニテ、是ハ非常ニ成績ガ良イ、私モ現在向フヘ行テ見テ、此區切ツテ免除セシムルト云フ方ノ、亞米利加主義ハ探ラズシテ、寧ロ債務者ノ方面ニ於テ、事情和議ノ出來ルモノナラ出来レバ、是ハ債務ガ自カラモ免除セラレルコトニナルカラ、其結果トシテハ、直ニ強制和議ノ結果ヲ履行スレバ、復權ノコトニナルダラウト思ヒマス、法律デ以テ債務ヲ打ち切ツテ免除セシムルト云フ方ノ、亞米利加主義ハ探ラズシテ、和議ガ出來ルコトデナイト思ヒマス、既ニ強制和議ガ謂善意ノ破産者等ニ付キマシテハ、多クハ私ハ強制和議ノコトニ付キマス

○渡邊委員 手前ニ御尋致シマシタ破産事件ノ管轄ニ關スル外國ノ立法例ヲ御調べニナリマシタ、此際伺ヒマスニスルコトガ、普通ノ事情ニ於テ行ハレルコトデアラウト云フ意味ニ満足ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○渡邊委員 手前ニ御尋致シマシタ破産事件ノ管轄ニ關スル外國ノ立法例ヲ御調べニナリマシタ、此際伺ヒマスニスルコトガ、普通ノ事情ニ於テ行ハレルコトデアラウト云フ意味ニ満足ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○山内政府委員 其點ニ付テ、宮城君ガ調べ掛ケタサウデスケレドモ、餘リ材料ガ少イト云フノデ、マダ完全ニ調べテ裁判所ニ於ケル事件ノ方ガ、非常ニ手續ノ進捗ガ宜イヤウニ思ヒマシタ、ソレカラ境地利ニ行キマシタ所ガ、境太利ニテ、是ハ非常ニ成績ガ良イ、私モ現在向フヘ行テ見テ、此區切ツテ免除セシムルト云フ方ノ、亞米利加主義ハ探ラズシテ、寧ロ債務者ノ方面ニ於テ、事情和議ノ出來ルモノナラ出来レバ、是ハ債務ガ自カラモ免除セラレルコトニナルカラ、其結果トシテハ、直ニ強制和議ノ結果ヲ履行スレバ、復權ノコトニナルダラウト思ヒマス、法律デ以テ債務ヲ打ち切ツテ免除セシムルト云フ方ノ、亞米利加主義ハ探ラズシテ、和議ガ出來ルコトデナイト思ヒマス、既ニ強制和議ガ謂善意ノ破産者等ニ付キマス

○山内政府委員 手前ニ御尋致シマシタ破産事件ノ管轄ニ關スル外國ノ立法例ヲ御調べニナリマシタ、此際伺ヒマスニスルコトガ、普通ノ事情ニ於テ行ハレルコトデアラウト云フ意味ニ満足ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○山内政府委員 其點ニ付テ、宮城君ガ調べ掛ケタサウデスケレドモ、餘リ材料ガ少イト云フノデ、マダ完全ニ調べテ裁判所ニ於ケル事件ノ方ガ、非常ニ手續ノ進捗ガ宜イヤウニ思ヒマシタ、ソレカラ境地利ニ行キマシタ所ガ、境太利ニテ、是ハ非常ニ成績ガ良イ、私モ現在向フヘ行テ見テ、此區切ツテ免除セシムルト云フ方ノ、亞米利加主義ハ探ラズシテ、和議ガ出來ルコトデナイト思ヒマス、既ニ強制和議ガ謂善意ノ破産者等ニ付キマス

○山内政府委員 手前ニ御尋致シマシタ破産事件ノ管轄ニ關スル外國ノ立法例ヲ御調べニナリマシタ、此際伺ヒマスニスルコトガ、普通ノ事情ニ於テ行ハレルコトデアラウト云フ意味ニ満足ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○山内政府委員 其點ニ付テ、宮城君ガ調べ掛ケタ

利、此處ニハ商人デハ商事裁判所、然ラザルモノハ地方裁判所、英吉利ニハ「ハイコート、カウンチコート」、諾威ハ區裁判所單獨判事、ソレカラ丁抹モ區裁判所單獨判事「シユワイツ」、是ハ單獨判事、マダ此處ニ少シアリマスケレドモ、此本ヲ一ツ翻譯サセテ差上ゲマス、兎ニ角單獨判事ノ所ガ相當ニアルヤウデアリマス、新シイ所デハ矢張單獨判事ニナッテ居ルラシクアリマス

○野副委員 東京トカ大阪トカ、大キナ都會デハ、自然ニ

此商事専門ノヤウナ官吏ヲ置カレテ居ルデアリマセウガ、

是ハ大變ニ旨ク行クダラウト思ヒマスガ、極ク僻遠ナ地ノ

區裁判所アタリデハ、隨分取扱ニ困難ヲ來スコトハナイン

デアリマセウカ

○山内政府委員 其點ハ此前簡單ニ私ハ申上ゲタ積リデア

リマスガ、此破産專門ノ判事ト云フモノヲ何處ニデモ置ク

ト云フコトハ、是ハ困難デアリマス、ソコデ此點ハ矢張借地

借家調停ニ付テモ、是モ物馴レク人デナケレバナラヌガ、是

モ全國ノ區裁判所ニ一人ヅツ置クコトハ困難デアリマス、

ソコデ是ハ御承知デゴザイマセウガ、嘗テ區裁判所ノ廢止

前、多クノ區裁判所ガアッテ、ソレハ登記事務ダケ取扱テ居

テ、裁判事務ヲ扱ハセズシテ、登記事務ダケ扱バテ居リマシ

タ、即チ丙號裁判所ガアリマシタ、是ハ裁判所構成法第十三

條デ、詰リ裁判所デ職務ヲ執ルコトガ出來ナイト云フ場合

前、多クノ區裁判所ガアッテ、ソレハ登記事務ダケ取扱テ居

テモ、矢張其通常ノ事件ハ、殆ド無所ニ破産判事ヲ置クト

云フコトハ無理ノ話デアリマス、相當ノ區裁判所ニ代理サセルト云

フノデ、詰リ事件ノ多イ區裁判所ニ事件ヲ集メ、事件ノ少イ

所ハ登記許リヲ扱フ、其區裁判所ヲ大正二年ニ廢サレテ居

ル、ソコテ破産事件ハ相當ニアル所ニ集メル、小破産ニ致シ

譯ハナイガ、ソレハ自ラ常識ヲ以テ知ルコトガ出來ル、併ナガラ小サナ事件ハ、實際ニ就テ調ベルヨリ仕方ガナイ、ソコデ小破産ノ破産手續ノ執行ハ、極メテ簡単デアラウト思ハレマスガ、執行ガ甚ダ困難デアル、故ニ專門判事ガ必要ニナッテケレバナラヌノデアリマス

○岩崎委員 私モ一つ御尋シテ置キタイ、破産法ハ商人タ

ルト非商人タルヲ問ハズ、適用スルト云フノガ根本ノ精神デアルトスレバ、其管轄ハ區裁判所マデ延バシテ行カ

ナケレバナラヌト思ヒマス、從來破産事件ノ狀態ヲ見テ見ルニ、請求ノ原因其モノガ既ニ争ノアル事件ガアル、數額ニ付

テ争ノアルコトハ勿論ノコトデアリマスガ、サウ云フコトハ已ムラ得ナイトシテ、或ハ損害賠償ノ催告ヲシテ吳レナ

イト云フテ破産ノ申請ヲシテ來ル者モアル、賣掛代金ノ請求

ヲシテ支拂ハナカラト云フテ、破産ノ申請ヲスル者モアル

併シ目的物ニ價値ガ無イトカ、缺點ガアルトカ云フコトデ、

非常ナ争ニナッテ、支拂ノ停止ト云フコトモアル、寧ロサウ

云フ點ガ非常ニ争ノ起ル場合ガ多イノデアリマス、サウ云

フコトニ付テハ、司法省ノ方カラ訓令ヲ出シテドウ斯ウト

云フコトハ、ムヅカシイ事ト、思ヒマスケレドモ、要スルニ

債務者ガ支拂ハナイト云フコトハ、通常實際界ノアル場合ニハ、誰レダツテ支拂ハナイダラウト思フ、サウ云フモノニ付テ、一々取上げルノハドンナモノデアリマセウカ、ソレラニ付テ何ドカ司法省ノ方デ心配スルコトハ出來ナイモノデ

セウカ

○山内政府委員 或ハ質問者ノ主旨ヲ誤解シテ居ルカ知レ

マセヌガ、要スルニ賣懸代金ヲ支拂ハナイノニ、直グニ破産

ノ申請ヲスルト云フコトハ……

○岩崎委員 サウ云フ意味デハアリマセヌ、破産ノ申請ヲ

シテ置キタイノハ、小破産ト普通破産トヲ區別シ、ソレハ金額一万圓ヲ界トシテ居ルト云フ事デアリマスガ、當分ノ間ハセメテ小破産ダケヲ區裁判所ノ管轄ニサセルト云フ事ハ出來マスマイカ、ソレガ實際ニ適當シテ居リハセヌカ、

○山内政府委員 普通ニ心配サレルノハ、破産決定ノ様デアリマス、併ナガラ破産決定ト云フハ、小破産ト大破産トニ依テ調査ノ難易ハ變ラヌ、寧ロ私ノ考デハ、大キナ事件ハ新聞ナドニモ出テ居ル——裁判所ガ新聞ニ動カサレルト云フ

テハ、損害賠償等ヲ以テ破産ノ申立債権トスル場合ガ多イ、サウスルト鬼ニ角債権トシテ主張サレルノデアルカラ、矢張頭カラ其申立ヲ却下スル譯ニハ參リマセヌノデ、勢ヒ其債権ノ内容及數額ニ付テ判断ヲ下サナケレバナラヌノデアリマス、併シソレヲ皆ヤルト云フコトニナルト、事物ノ觀察ヲ専門的ニ破産ノ事ニ付テ内外總テ注意シテ居ル人ヲ置カナケレバナラヌノデアリマス

○岩崎委員 私モ岩崎君ノ質問ト關聯シテ居ルカラ申上ダ

テ、請シテ來タモノヲ皆調ベルト云フコトニナッテ居ルカラ、區裁判所アタリデハ、段々判決例ガ變ラテ來タト云フヤウナコトモアリマス、ソレデ愈々此破産法ヲ實施スルト云フコトガアル、所ガ大審院ニ行テ判決ガアッタ、五邊モ同ジモノヲヤッテ見マスルト、段々判決例ガ變ラテ來タト云フヤウナコトモアリマス、ソレデ愈々此破産法ヲ實施スルト云フコトモアリマスレバ、餘程能ク注意シテ、此破産法ノ研究ノ爲ニ相當ノ期間實施ヲ待テ、サウシテ人選モシ、適當ノ處理ヲ致シマス、又主任ノ參事官等ニ於テモ、餘程其點ニ付テ注意スルコトニ致シタイト思ヒマス

○岩崎委員 尚ホ此際政府ニ御考ヘ下サル點ニ付テ参考迄ニ申上ゲマスガ、一體債權催告等ニ於テモ、外國ノ裁判例ヲ

見マスルト、先ツ大體ニ於テ數額ガ達フト云フヤウナモノハ認メナイト云フノガ多イ、通常ノ人ガ通常ニ計算シテモ尙ホ誤算ヲ招ク程ノ數額ノ相違モアリマシタナラバ、催告トシテ容レテ居リマスルガ、サウダナイ以上ハ、數額ガ違ッテ居ルト云フヤウナコトハ、催告ノ效力サヘモ認メテ居ナイノデアリマスガ、數額ニ争ノアルノハ、破産等ニ付テハ不定ノ債權デアルト思フ、ドウカサウ云フ點モ御参照ニナリ、成ベク破産事件ト云フモノハ簡単ニ審理ノ出來得ルヤウニセラレンコトヲ希望スルノデアリマス

○作間委員　イマーツ司法次官ニ特ニ申上ゲテ置キタイノハ、此破産法ニ於テハ送達ヲ爲スヘキ總テノ場合ニ於テ之ニ代フルニ公告ヲ以テスルコトガ出來ル、即チ裁判所ニ於テ公告ヲスレバ、送達ハ略スルコトガ出來ル、併ナガラ公告ノ方法ハ、市町村役場ノ掲示場ニ公告シタリ、或ハ新聞ニ廣告ヲスル、所ガ此東京デアリマスレバ區役所デアリマスガ、此掲示ト云フモノハ、マルデ形式ダケデ、兩ニ打タレテ居テ、ソレヲ見ル事モ出來ナイソレカラ又新聞ノ廣告ハドウ云フモノカ、裁判所ノ廣告ハ、一般ニ誰デモ見ル新聞ニ廣告サレルコトヨリモ、或ル特別ノ人ガ見ルト云フヤウナ新聞ガ多イヤウニ見受ケラレマス、ソレカラ又其廣告ガ小サイ活字デベタニ出テ居ル、是ハ廣告ヲ儉約サレテ居ルノデアリマスガ、是デハ此多忙ナル社會ニ於テハ、注意スルコトハ不可能デアリマス、併ナガラ是ハ是非共送達ハ、住所ノ知レタル利害關係人ダケニ對シテハ、郵便ニ依ル送達ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、現行法ノ送達手續ノ如ク、執達吏ニ依ル送達、郵便ニ依ル送達、是ハ甚ダ面倒デアリマシテ、此法案ニ依リマスルト、一切郵便ニ付スル送達、即チ葉書ナリ、書面ナリ、郵便ニ差出セバ宜イノデアリマスカラ、ソレダケノ手續、デ済ムナラバ、送達ハ成ベク郵便送達ト云フ事ニ御願ヒシタイ、其送達ガ出來ナカッタ場合ニ、公告ヲ以テ送達ニ代ヘルヤウニ致シタイト思フノデアリマスガ、本法案ノ規定ハ、唯單ニ總テノ場合ニ於テ公告ヲ以テ送達ト同様ノ效力ガアルコトニシテアル、ソレハ結構デアルシテ、イツデモ公告ヲ以テ送達ニ代ヘルト云フコトニナツノハ甚ダ利害關係人ハ不安ニ堪ヘナインデアリマスガ、此點ニ付テノ御意見ヲ伺ヒ、且ツ御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス

○山内政府委員　破産事件ト致シマスルト、利害關係人ガ澤山アリマス、大キナ破産事件ニナルト、知レザル債權者等モ澤山アルノデ、知レタ者モ固ヨリ澤山アル、ソレニ期日等ヲ一々送達スルト云フコトニナルト、財團ノ負擔モ堪ヘナイト云フコトコナルノデアリマス、ソレデ公告ヲ以テ之ニ代フル事ヲ得ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ此趣旨ハ送達ノ煩ニ堪ヘズ費用ノ負擔ニ堪ヘザル場合ノ

救濟規定デアッテ、サウダシテ費用ヲ要シナイモノハ、是ハ送達ヲスルノデアリマス、或ハ又時トシテハ送達シナクテモ、殆ド分ッテ居ルヤウナコトガアリマス、併ナガラ是ハ形式上公告シナケレバナラスト云フノデ、是ハ裁判官ニ依ッテ其事情ヲ能ク見テヤッテ貰ハナケレバナラヌノデ、此點ニ付テモ勿論知レタ債權者ニハ送達スルノガ適當デアリマシテ、結局ハ事件ヲ取扱フ裁判官ハ、刑事訴訟法ノヤウニ明示シテハアリマセヌガ、深切丁寧ニ扱ハナケレバナラスト云ト云フコトハ當然デアリマスカラ、其點ニ付テハ考慮シテ、相當ノ注意ヲ與ヘタイト思ソテ居リマス

○作間委員　是ハ破産手續許リデハアリマセヌケレドモ、即チ總テノ申立、總テノ陳述等ハ、書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトガ出來ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、所ガ從來ノ實際ヲ見マシテモ、裁判所ヘ口頭ヲ以テ申立てルト云フト、裁判所ノ係ノ書記アタリハ、非常ニ厭ガシテ、何デモカンデモ書面ヲ出セト言フ、斯ウ云フ傾向ガ多イノデアリマス、全クロ口頭ノ申立ト云フコトハ、法規ニハ定メテアリマシテモ、實際ニ於テハ殆ド行ハレテ居ナイト謂テモ宜イノデアリマス、此點モ裁判所ニ於テハ、口頭ノ申立陳述等ヲ實際ニ御取扱ヒニナルヤウニ願ヒタインデアリマスガ、是亦山内次官ノ御意見ヲ伺ヒ、併セテ御考慮ヲ願ツテ置ク一つニ致シテ置キマス

○山内政府委員　能ク諒承致シマシタ、洵ニ忙ガシイ時ニハ、書記ガ嫌フコトガアリマスガ、是ハ所長ノ心得次第能ク之ヲ厲行スル所長ノ下ニハ、書記ハ能クヤッテ居ル、其代リニ所長ノ憎マレルコトハ、大分ヒドイノデアリマス、併ナガラ厲行ニ依テ能クヤッテ居ル、ソレデ今後ハ成ベク書記ノ方デモ手數ノ掛ラヌヤウニ、不動文字ハ作ラセテ置イテ、口頭ヲ以テ申立て場合ニハ、書記ヲシテ書込マセルナリ、又當事者が書込ムト云フヤウナコトニシマスレバ、或ハサウナレバ書面ニナルカ知レマセヌガ、アウ云フ中間ノ便宜ヲ圖ルト云フヤウナ途ヲ執ルヤウニデモシタイト思フ、供託法ニ於テモサウ云フ方法ヲ執ラスト、當事者ハ非常ニ困ルノデアラウト思フ、鬼ニ角成ベク當事者ノ便利ニナル適當ノ方法ヲ執ル積リデアリマス

○岩崎委員　本日ハ此程度ニ於テ——和議法ハ餘り御意見モ無イヤウデスカラ、次ニ和議法ノ質問ニ入り、續イテ討論ニ移ルヤウニ願ヒタイト思ヒマス

○前田委員長　ソレデハ今日ハ是デ散會致シマシテ、明朝十時カラ開キマス、明朝ハ和議法ト外二件アリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

午後四時二十一分散會

大正十一年三月二十九日印刷

大正十一年三月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局